

第3章 機能別活動計画

3.1 機能別活動計画の基本方針 (⇒詳細は基本構想第3章3.1参照)

(1) 機能別活動計画の目的

- 機能別活動計画は、大規模災害時における県外からの支援が必要な機能（業務項目）を具体化し、対応の流れ及び調整窓口を明確化することにより、県及び市町村に対する人的・物的支援を円滑に受け入れることを目的とする。
- 機能別活動計画では、本県において支援が必要な機能について、県関係課及び関係機関の事務分掌と活動の流れを整理し、関係機関との連携手順をとりまとめている。また、併せて連絡先、関連計画等の情報も整理している。
- 機能別活動計画は、本県の体制の変化等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

(2) 受援業務項目

- 近年の大規模災害時における受援事例や、検討委員会及び専門部会の意見、内閣府ガイドライン並びに県関係部局及び市町村に対する人的リソース・ニーズのアンケート調査結果を踏まえ、受援対象業務を抽出した。
- 受援対象業務として、内閣府ガイドラインに示されている「活発な応援が実施されている業務」*のほか、山岳県における初動時に重要となる「航空医療搬送」や、既往災害においても課題となった「遺体の対応」及び「緊急車両・優先給油施設への燃料供給」を抽出した（表3-1）。

※ 内閣府ガイドラインに示されている「活発な応援が実施されている業務」

- | | |
|-----------------|------------------|
| ○救助・救急活動 | ○避難所等、被災者の生活対策 |
| ○特別な配慮が必要な人への対策 | ○物資等の輸送、供給対策 |
| ○ボランティアとの連携・協働 | ○公共インフラ被害の応急措置等 |
| ○建物、宅地等の応急危険度判定 | ○被害認定調査、罹災証明の交付等 |
| ○生活再建支援 | ○災害廃棄物処理 |

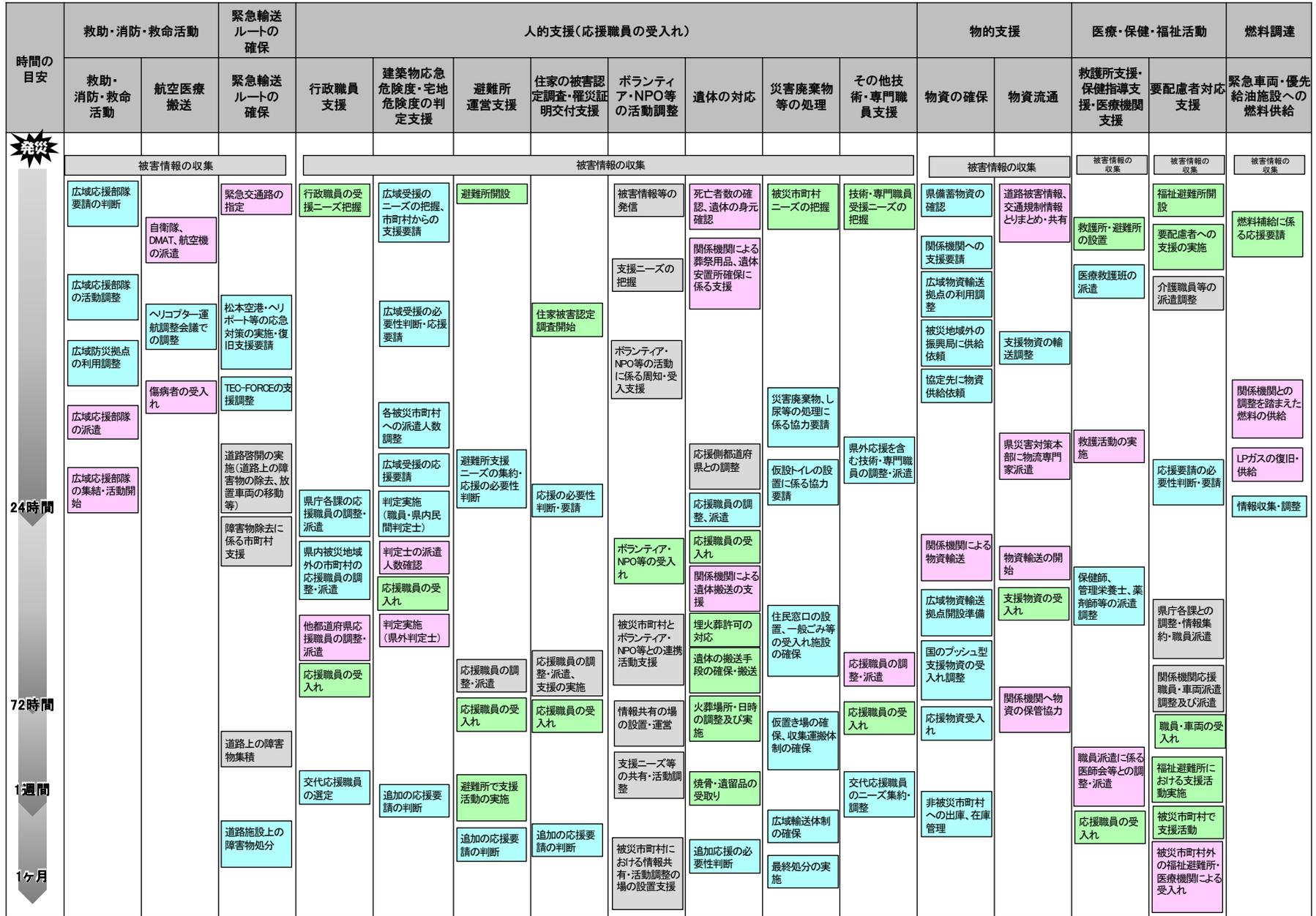
このうち、「生活再建支援」については、「(4) 行政職員支援」の枠組みで実施。

表 3-1 長野県機能別活動計画の構成及び想定災害別の受援対象業務

受援対象業務	大規模地震					風水害	火山
	糸魚川―静岡 構造線断層帯 (全体)	長野盆地西縁 断層帯	伊那谷断層帯 (主部)	南海トラフの 巨大地震 (陸側ケース)	首都直下地震		
1. 救助・消防・救命活動							
(1)救助・消防・救命活動	○	○	○	○		○	○
(2)航空医療搬送	○	○	○	○	○	○	○
2. 緊急輸送ルートの確保に係る活動方針							
(1)緊急輸送ルートの確保	○	○	○	○		○	○
3. 人的支援（応援職員の受入れ）に係る活動方針							
(1)行政職員支援	○	○	○	○		○	○
(2)建築物応急危険度・宅地 危険度の判定支援	○	○	○	○			
(3)避難所運営支援	○	○	○	○		○	○
(4)住家の被害認定調査・罹災 証明交付支援	○	○	○	○		○	○
(5)ボランティア・NPO 等の活動 調整	○	○	○	○	○	○	○
(6)遺体の対応	○	○	○	○		○	○
(7)災害廃棄物等の処理	○	○	○			○	○
(8)その他技術・専門職員支援	○	○	○	○	○	○	○
4. 物的支援に係る活動方針							
(1)物資の確保	○	○	○			○	○
(2)物資流通	○	○	○	○		○	○
5. 医療・保健・福祉活動に係る活動方針							
(1)救護所支援・保健指導支 援・医療機関支援	○	○	○	○		○	○
(2)要配慮者対応支援	○	○	○	○		○	○
6. 燃料調達に係る活動方針							
(1)緊急車両・優先給油施設 への燃料供給	○	○	○			○	○

(3) 受援対象業務全体の流れ

大規模災害の発災後における、全受援対象業務の流れを図 3-1 に示す。



※業務開始時期の順序の目安を示している。

図3-1 受援の対象となる業務の流れ

3. 2 機能別活動の行動計画

(1) 救助・消防・救命活動

1) 目標

- 県は、人命救助を最優先事項とし、自衛隊、消防、警察、DMAT、TEC-FORCE⁶等の関係機関による応援を円滑に受け入れ、被災地域における救助・消防・救命活動を支援する。

2) 基本方針

- 県は、人的被害、建物被害、火災の発生状況、道路状況等の被害情報を収集、政府現地対策本部をはじめとする関係機関と共有し、発災 72 時間後までをめどとした救助・消防・救命活動、緊急輸送ルートの確保（機能別活動(3)緊急輸送ルートの確保による）の実施を関係機関に要請する。
- 広域応援部隊（自衛隊、警察、消防、DMAT、TEC-FORCE）は、必要に応じて広域防災拠点に一時集結し、被害情報や道路情報を共有した上で、災害対策本部で決定された対処方針に従い、災害現場での救助・消防・救命活動を実施又は支援する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、救助・消防・救命活動に係る応援が必要と判断した場合は、直ちに県に対して応援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

関係機関・課		主な対応	
関係機関	自衛隊	・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事	
	警察庁	・警察災害派遣隊の派遣に関する事	
	DMAT・医療救護班	・医療救護活動に関する事	
	消防庁	・緊急消防援助隊の派遣に関する事	
	国土交通省各地方整備局 (機能別活動(3)緊急輸送ルートの確保)	・緊急輸送を確保するために必要な国道の啓開、自治体管理道路の啓開支援に関する事 ・TEC-FORCE の派遣による施設被害状況調査、緊急輸送ルートの道路啓開、二次災害の防止等に係る技術的支援に関する事	
	長野県警察本部	・警察災害派遣隊の援助の要求及び活動調整に関する事	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		活動調整担当	・自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に関する事 ・広域防災拠点の利用調整に関する事

⁶ 大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を実施する、全国の国土交通省各地方整備局等の職員で構成される専門部隊。

		関係機関・課	主な対応
長野県	災害対策本部	災害医療本部	・DMAT・医療救護班の派遣に関する事
		広域応援・救助担当	・救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関する事 ・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整に関する事 ・緊急消防援助隊の活動調整に関する事
	松本空港課	・広域防災拠点(松本空港)の被害状況の情報収集及び報告に関する事 ・広域防災拠点(松本空港)の管理・利用調整に関する事	
	健康福祉政策課	・所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事	
	医療政策課	・災害医療本部の設置及び運営に関する事	
	建設政策課 技術管理室 (機能別活動③緊急輸送ルートの確保)	・部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ・協定に基づく、TEC-FORCE への応援要請及び建設産業団体への資機材・要員の派遣要請の調整	
	道路管理課 (機能別活動③緊急輸送ルートの確保)	・道路情報の収集及び提供に関する事 ・緊急輸送路、道の駅の被害状況の把握に関する事 ・道の駅の防災拠点としての整備推進に関する事(平常時)	
	道路建設課 (機能別活動③緊急輸送ルートの確保)	・緊急輸送路の整備に関する事(平常時) ・有料道路(道路公社管理)の被害状況の情報収集に関する事	
	都市・まちづくり課	・広域防災拠点(松本平広域公園、飯田運動公園)の被害状況の情報収集及び報告に関する事 ・広域防災拠点(松本平広域公園、飯田運動公園)の利用調整に関する事	
	県地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関する事	
被災市町村	・緊急消防援助隊の応援要請に関する事 ・長野県市町村災害時相互応援協定に基づく応援要請に関する事		

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、被災市町村における被害情報を把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県地方部は、市町村からの報告がない場合には、大規模災害等の発生を想定し、当該市町村にリエゾンを派遣するなど、情報収集に努める。
- 県災害対策本部は、広域応援部隊の要請を判断し、派遣された広域応援部隊の活動調整を行う。
- 県災害対策本部は、被災地域外に広域防災拠点を設置し、利用区分を関係機関に伝達する。
- 県災害対策本部は、拠点の利用区分等について、各広域応援部隊と調整を行う。
- 県関係課及び関係機関は、通行規制情報など道路情報を収集し、災害対策本部に報告する。
- 災害対策本部は、集約した道路情報等を関係機関と共有する。
- 被災市町村は、必要と判断した場合は、直ちに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

5) 受援担当部局

種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	県内被災地域外の市町村	県災害対策本部 応援・受援本部人的 応援・受援担当	市町村班	県内被災地域外の市町村
②	被災地域内の市町村	DMAT 指定病院	県災害対策本部 災害医療本部	県災害対策本部 災害医療本部	DMAT 指定病院
③	被災地域内の市町村	医療救護班派遣団体	県災害対策本部 災害医療本部	県災害対策本部 災害医療本部	医療救護班 派遣病院

- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

(2) 航空医療搬送

1) 目標

- 県は、国、他都道府県、自衛隊、消防、警察、医療機関等の関係機関に対して応援要請を行うとともにヘリコプター運航調整会議を開催し、円滑な航空医療搬送を実施する。

2) 基本方針

- 県は、航空搬送拠点を速やかに確保し、SCU を設置するとともに、医療搬送に使用する航空機を確保し、その運航調整を行う（国が調整するものを除く。）。
- 県は、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう搬送先を検討する。
- 関係機関は、県の要請に応じ、DMATその他の人員及び航空機を派遣し、医療搬送を行うとともに、被災地域外では、被災地域からの患者の受入体制を確保する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、航空医療搬送に係る応援が必要と判断した場合は、直ちに県に対して応援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

		関係機関・課	主な対応
関係機関	厚生労働省		・ 広域医療搬送に関する事 ・ 広域的なドクターヘリの派遣調整等に関する事
	自衛隊		・ 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事
	被災地外医療機関		・ 傷病者の受入れに関する事
	ドクターヘリ連絡担当基地病院		・ 地域ブロック内ドクターヘリの派遣調整等に関する事
	DMAT		・ 医療救護活動に関する事
	長野県警察本部		・ 広域警察航空隊の活動調整に関する事。
	施設管理者		・ 施設の使用に関する事
長野県	災害対策本部	災害医療本部 活動調整担当	・ 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事 ・ ヘリコプター運航調整会議に関する事 ・ DMAT 派遣要請に関する事 ・ SCU の設置・運営に関する事 ・ ドクターヘリの運航に関する事 ・ 救護所・医療機関等の状況把握に関する事
		応援・受援本部 人的応援・受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関する事
		広域応援・救助担当（消防応援活動調整本部）	・ 救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関する事 ・ 消防防災ヘリコプターの運航に関する事
	松本空港課		・ 広域防災拠点（松本空港）の被害状況の情報収集及び報告に関する事 ・ 広域防災拠点（松本空港）の管理・利用調整に関する事
	医療政策課		・ 災害医療本部に関する事
	県地方部		・ 被害情報の収集・伝達に関する事
被災市町村			・ 災害対策基本法第 68 条の規定に基づく県への応援要請に関する事

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、被災市町村における被害情報を把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県地方部は、市町村からの報告がない場合には、大規模災害等の発生を想定し、当該市町村にリエゾンを派遣するなど、情報収集に努める。
- 県災害対策本部は、収集した被害情報に基づき、関係機関の応援が必要と認めるときは、人員及び航空機の派遣を関係機関に要請する。
- 県災害対策本部は、ヘリコプターの安全な運航を確保するため、関係機関とヘリコプター運航調整会議を開催し、ヘリコプターの運航調整を行う。
- 県関係課は、航空搬送拠点の被災状況の確認を行う。
- 県関係課は、施設管理者等の了解のもと SCU を設置する。
- 県関係課は、被災地域外の医療機関での患者の受入要請を行う。
- 県関係課は、関係機関とともに患者の搬送調整を行う。
- 被災市町村は、必要と判断した場合は、直ちに航空医療搬送に係る応援を県等へ要請し、応援の受入れを行う。

5) 受援担当部局

種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
②③	被災地域内の市町村	消防防災航空隊（県外含む）	県災害対策本部 応援・受援本部人的 応援・受援担当	危機管理部	消防防災航空隊（県外含む）
③	被災地域内の市町村	自衛隊	県災害対策本部 応援・受援本部人的 応援・受援担当	危機管理部	自衛隊
		海上保安庁	県災害対策本部 応援・受援本部人的 応援・受援担当	危機管理部	第九管区海上保安本部
		厚生労働省	県災害対策本部 災害医療本部	健康福祉部	厚生労働省
		他都道府県	県災害対策本部 災害医療本部	健康福祉部	厚生労働省 ドクターヘリ連絡担当 基地病院

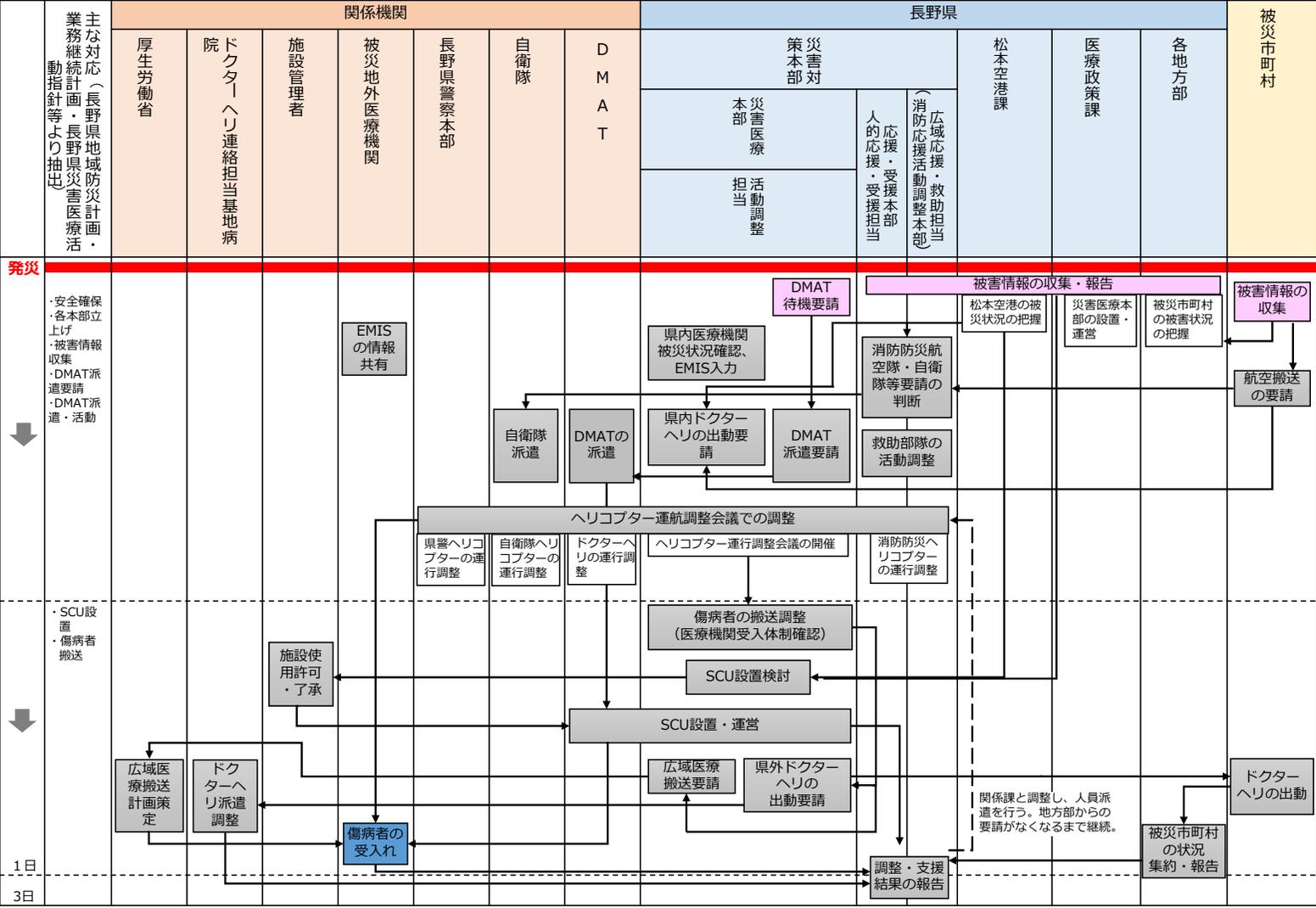
※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援

- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(2) 航空医療搬送

初動対応 対応手順 当面の目標

■災害時に本県に飛来する救助等関係機関の航空機について、安全な運航を確保するための基本的な手続を示す。



(3) 緊急輸送ルートの確保

1) 目標

- 県は、TEC-FORCE による技術的支援を受け入れ、管理施設の被害状況調査、緊急輸送ルートの道路啓開、緊急排水、土砂災害危険箇所などの二次災害の防止等の対応を円滑に実施する。
- 県は、松本空港の復旧を実施する。
- 県は、ヘリポートについて市町村等による復旧を支援する。

2) 基本方針

- 県は、人的被害、建物被害、火災の発生状況、道路状況等の被害情報を収集、政府現地対策本部をはじめとする関係機関と共有し、発災 72 時間までの人命救助を最優先に、その後、孤立地域の解消や、都市部への支援物資の輸送等を優先した道路啓開支援を関係機関に要請する。
- 関係機関は、緊急輸送ルート上の障害物の除去、放置車両の移動について、県及び市町村等に対する応援を実施する。
- 地方整備局は、県及び市町村の要請を受けて TEC-FORCE を派遣し、施設被害状況調査、緊急輸送ルートの道路啓開、土砂災害危険箇所などの二次災害の防止等に係る技術的支援を実施する。
- 関東農政局は、県及び市町村の要請を受けて、水土里災害派遣隊を派遣し、農地・農業用施設の二次災害の防止、早期復旧等に係る技術的支援を実施する。
- 被災市町村は、管理道路上の放置車両等の障害物の移動を行い、緊急通行車両の通行ルートを確保する。対応力を超える障害物が発生した場合は、県等への応援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

関係機関・課		主な対応	
関係機関	国土交通省 各地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送を確保するために必要な国道の啓開、自治体管理道路の啓開支援に関すること ・ TEC-FORCE の派遣による施設被害状況調査、緊急輸送ルートの道路啓開、二次災害の防止等に係る技術的支援に関すること 	
	農林水産省 関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した農道の初期情報収集、緊急概査、技術支援に関すること 	
	県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が管理する公共施設の応急対策業務への協力に関すること 	
	長野県警察本部	交通規制課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路調査及び交通情報の収集、伝達に関すること ・ 交通規制に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること

	関係機関・課	主な対応
長野県	松本空港課	・ 広域防災拠点（松本空港）の被害状況の情報収集及び報告に関すること ・ 松本空港の管理・利用調整に関すること
	資源循環推進課	・ 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること
	農地整備課	・ 農道の応急対策等に関すること
	信州の木活用課	・ 林道及び林業関連施設の応急対策等に関すること
	建設政策課技術管理室	・ TEC-FORCE への応援要請の調整に関すること ・ 土木資材の確保に関すること
	道路管理課	・ 通行の規制及び迂回路に関すること ・ 道路障害物の除去（啓開）に関すること
	道路建設課	・ 緊急輸送路の整備に関すること（平常時） ・ 有料道路（道路公社管理）の被害状況の情報収集に関すること
	県地方部	・ 被災市町村におけるニーズの集約に関すること
被災市町村	・ 災害対策基本法第68条の規定に基づく県への応援要請に関すること	

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部、県関係課、関係機関（各道路管理者、交通管理者）は、県災害対策本部室へ被害状況を報告する。
- 県地方部は、市町村からの報告がない場合には、大規模災害等の発生を想定し、当該市町村にリエゾンを派遣するなど、情報収集に努める。
- 県災害対策本部は、被災市町村からの道路啓開に関する応援要請をとりまとめ、建設部（技術管理室、道路管理課）へ要請を行う。建設部は、関係機関等へ支援要請を実施し、市町村支援調整を実施する。建設部は、調整結果を県災害対策本部室へ報告する。
- 建設部は、道路啓開の実施に向けた活動調整を行い、県災害対策本部室へ報告する。
- 県関係課は、県管理道路の啓開及び災害対策基本法に基づく放置車両の移動等を実施する。
- 県関係課は、協定に基づく県建設業協会への応援要請、地方整備局に対する TEC-FORCE の派遣要請及び災害対策用車両等の支援要請、水土里災害派遣隊の派遣要請を行う。
- 県関係課は、各地方整備局から市町村に派遣されるリエゾンの派遣調整を行う。
- 県関係課は、市町村に対し、緊急通行車両の通行ルート確保について指示する。
- 県関係課は、緊急輸送ルートとして確保すべき道路上の障害物除去の実施について、市町村を支援する。
- 県関係課は、除去された道路施設上の障害物に係る処分を実施する。
- 被災市町村は、市町村管理道路上の放置車両等の障害物の移動を実施する。必要に応じて、県等に対し応援要請を行う。

- 県関係課は、道路啓開、復旧状況等を県災害対策本部室へ報告し、災害対策本部室は県地方部へ情報提供する。
- 被災市町村は、必要と判断した場合は、緊急通行車両の通行ルートに係る応援を県等へ要請し、応援の受入れを行う。

5) 受援担当部局

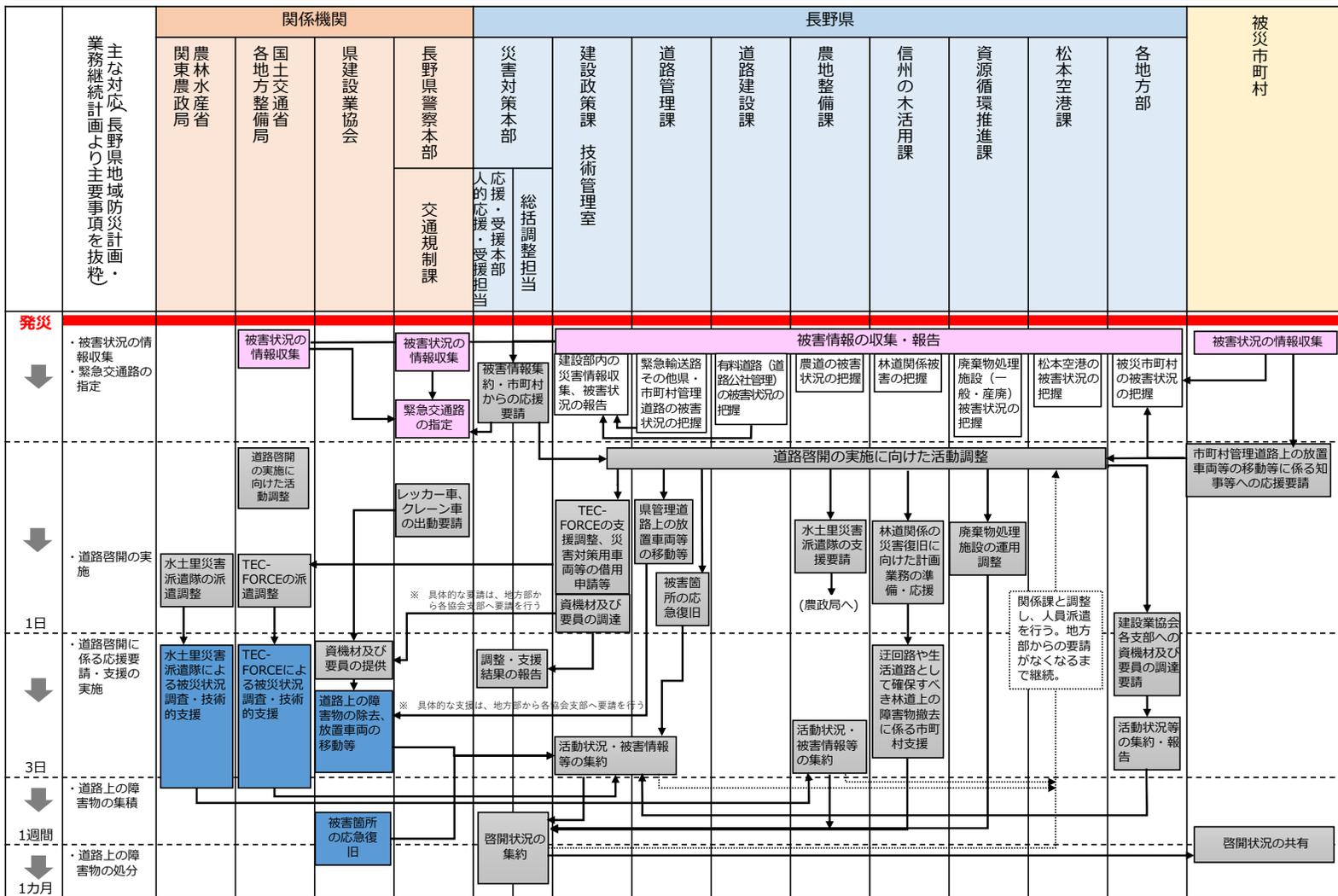
種別※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	県内被災地域外の市町村	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	被災ブロック代表市町村	県内被災地域外の市町村
②	被災地域内の市町村	県	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	各部局主管課	人事課
③	被災地域内の市町村	県協定建設会社	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	建設政策課 技術管理室	県建設業協会
		TEC-FORCE	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	建設政策課 技術管理室	国土交通省 各地方整備局
		水土里災害派遣隊	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	農地整備課	農林水産省 関東農政局
④	県	県協定建設会社	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	建設政策課 技術管理室	県建設業協会
		TEC-FORCE	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	建設政策課 技術管理室	国土交通省 各地方整備局
		水土里災害派遣隊	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	農地整備課	農林水産省 関東農政局

- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
 - ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
 - ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(3) 緊急輸送ルート確保

初動対応 対応手順 当面の目標

被災市町村、県において行う道路啓開の実施に必要な人員・資機材等の確保や、放置車両の移動等の要請に係る基本的な手順を示す。



(4) 行政職員支援

1) 目標

- 県は、県全域の被害状況及び県職員の被災状況を踏まえて、職種を特定しない県職員の派遣を行うとともに、県職員のみで不足する場合は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づく応援職員の派遣要請を行い、被災市町村の対応を支援する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における行政職員の受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、県からの応援職員の派遣調整を行い、被災市町村へ派遣する。
- 県は、県の支援だけでは被災市町村への応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 県及び関係機関は、被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の応援職員の派遣や派遣終了等の判断を行う。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、応援職員の受入れが必要と判断した場合は、直ちに県及び被災ブロック代表市町村に対して応援職員の派遣要請を行う。

【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用されない場合】

(行動計画 3-19 ページ参照)

- 関係機関は、県外からの応援職員の派遣調整を行い、被災市町村へ派遣する。

【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用される場合】

(行動計画 3-20～3-21 ページ参照)

- 総務省及び県は、被災市町村における行政職員の受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況等を踏まえて、被災市区町村応援職員確保現地調整会議により、各被災市町村に対する支援都道府県（以下「カウンターパート」という。）を決定する。
- 県は、決定した被災市町村とカウンターパートの組合せを要請元の被災市町村に伝達する。
- カウンターパートとなった都道府県は、応援職員の調整を行い、被災市町村へ派遣する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用されない場合】

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	全国知事会（中部ブロック知事会幹事県）	・ 県外職員の派遣に関する事	
	被災ブロック代表市町村	・ 県内市町村職員の派遣に関する事	
	県市長会・県町村会	・ 職員派遣情報の共有に関する事	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・ 被災市町村への応援派遣の要否の決定に関する事
	総合政策課	・ 県外職員の派遣に係る全国知事会との調整に関する事	
	市町村課	・ 県内市町村職員の派遣に係る調整に関する事 ・ 県外職員の派遣に係る調整に関する事（全国知事会との調整を除く。）	
	人事課	・ 県職員の派遣に関する事	
	各部局主管課	・ 県職員の派遣に関する事	
	県地方部	・ 被災市町村におけるニーズの集約に関する事	
	被災市町村	・ 応援派遣職員の受入れに関する事	

【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用される場合】

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	全国知事会（中部ブロック知事会幹事県）	・ 県外職員の派遣に関する事	
	総務省	・ 被災市区町村応援職員確保調整本部の設置に関する事 ・ 災害マネジメント総括支援員の派遣に関する事	
	被災市区町村応援職員確保調整本部	・ 被災市区町村応援職員現地調整会議の設置に関する事 ・ 県外職員の派遣に係る全国的な調整に関する事	
	被災市区町村応援職員現地調整会議	・ カウンターパートの決定等に関する事	
	被災ブロック代表市町村	・ 県内市町村職員の派遣に関する事	
	県市長会・県町村会	・ 職員派遣情報の共有に関する事	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・ 被災市町村への応援派遣の要否の決定に関する事
	総合政策課	・ 県外職員の派遣に係る全国知事会との調整に関する事	
	市町村課	・ 県内市町村職員の派遣に係る調整に関する事 ・ 県外職員の派遣に係る調整に関する事（全国知事会との調整を除く。）	
	人事課	・ 県職員の派遣に関する事	
	各部局主管課	・ 県職員の派遣に関する事	
	県地方部	・ 被災市町村におけるニーズの集約に関する事	
	被災市町村	・ 応援職員の受入れに関する事	

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、被災市町村における窓口業務等に当たる職員の受援ニーズを把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県地方部は、被災市町村からの報告がない場合には、大規模災害等の発生を想定し、当該市町村にリエゾンを派遣するなど、情報収集に努める。
- 県災害対策本部は、県地方部が取りまとめた被災市町村における職員の受援ニーズを集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、応援職員の受入れが必要と判断した場合は、応援職員の派遣を県等へ要請し、受け入れる。
- 被災市町村は、災害対策本部等における指揮統制の補佐や、災害マネジメントの支援が可能な専門家の支援を受け入れる。

【被災市区町村応援職員確保システムが適用されない場合】

- 県関係課は、県職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部及び県関係課は、応援職員の調整を行い、派遣に係る決定事項を県地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

【被災市区町村応援職員確保システムが適用される場合】

- 県災害対策本部は、総務省、全国知事会等で構成される被災市区町村応援職員確保現地調整会議による支援都道府県の情報に基づき、被災市町村とカウンターパートの組合せを要請元の被災市町村に伝達する。

5) 受援担当部局

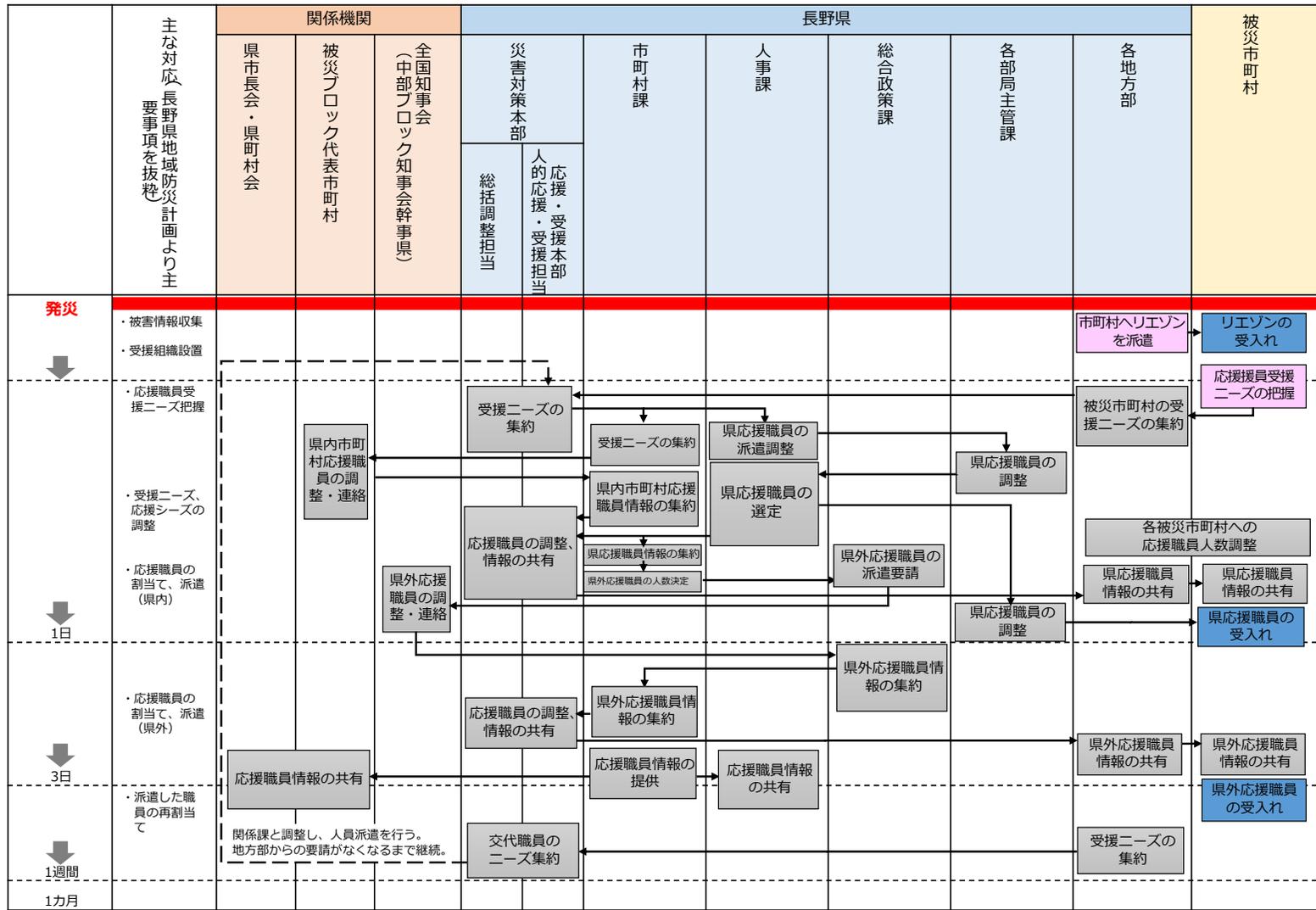
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況 の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	県内被災地域外の市町村	災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	市町村課	被災ブロック代表市町村
②	被災地域内の市町村	県	災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	人事課	各部局主管課
③	被災地域内の市町村 ＜総務省の被災市区町村 応援職員確保システムが 適用されない場合＞	都道府県	災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	総合政策課	全国知事会
	被災地域内の市町村 ＜総務省の被災市区町村 応援職員確保システムが 適用される場合＞	都道府県 指定都市	災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	応援・受援 本部人的 応援・受援 担当	総務省・ 全国知事会
④	県	都道府県	災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	総合政策課	全国知事会

- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(4) 行政職員支援【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用されない場合】

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援ニーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手順を示す。

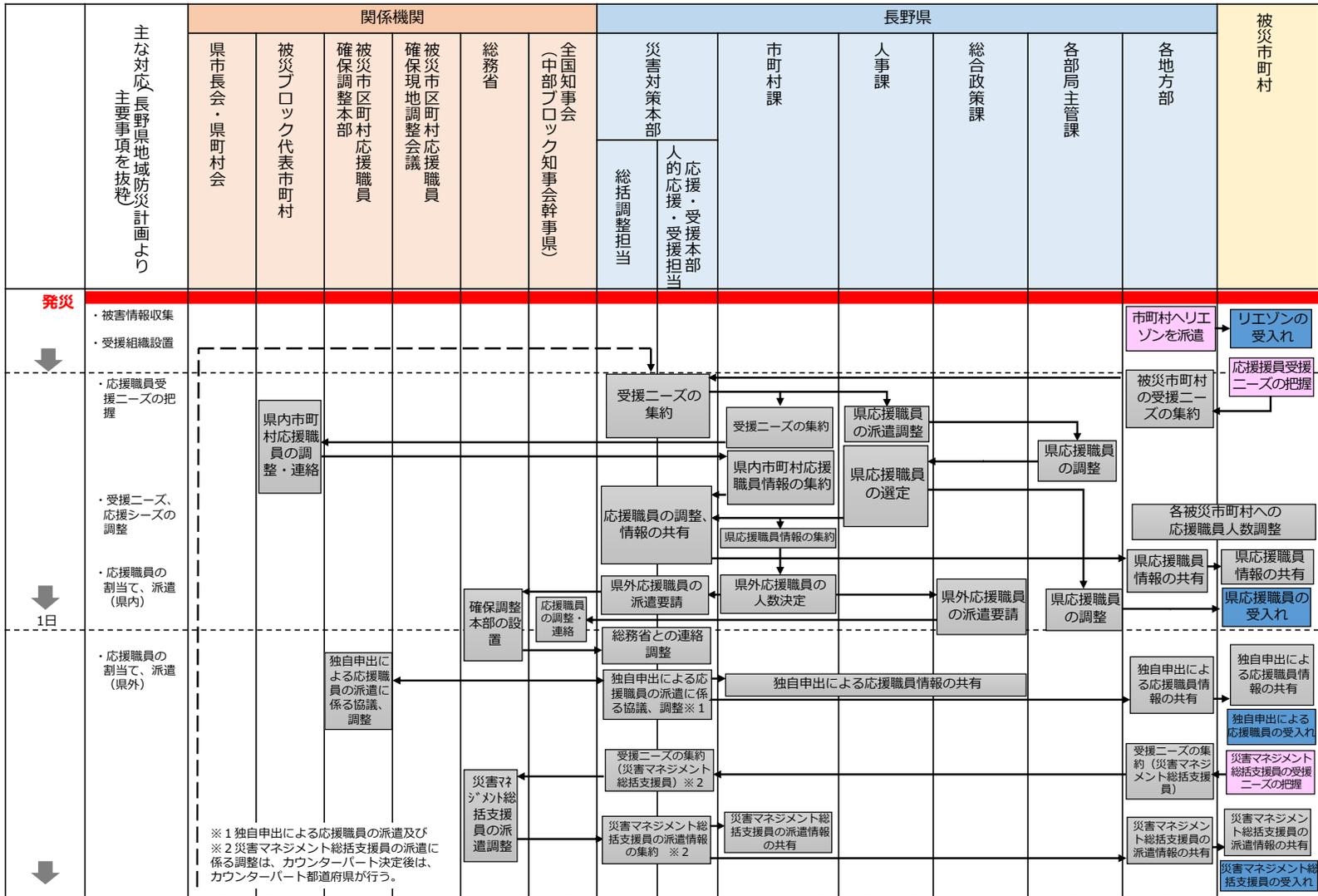


行動計画「活動の時系列」 (4) 行政職員支援 [総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用される場合]

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市区町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市区町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手順を示す。

3-20



(5) 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援

【被災建築物応急危険度判定の支援】

1) 目標

- 被災市町村において実施する被災建築物応急危険度判定に必要な判定士の確保及び速やかな派遣による判定支援により、二次災害を防止する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における被害状況の収集・把握をし、県全域の被害状況と被災市町村からの支援要請等を踏まえて、各被災市町村への応援判定士の人数を決定する。
- 県は、関係機関に応援判定士の派遣を要請する（県内の判定士だけでは不足する場合）。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援判定士を派遣する（各判定士は2～3日間の活動を原則とし、被災市町村との調整により決定する。）。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、被災建築物応急危険度判定に係る応援が必要と判断した場合は、直ちに県に対して応援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

		関係機関・課	主な対応
関係機関		国土交通省（住宅局）	・ 建築関係団体及び機構職員の判定士の派遣調整に関する事 ・ 地震の被害が大規模又は広範囲にわたる場合の応急危険度判定支援調整本部に関する事
		全国被災建築物応急危険度判定協議会	・ 判定士の実施体制の整備に関する事 ・ 民間の判定士の補償に関する事
		10 都県被災建築物応急危険度判定協議会	・ 広域支援本部に関する事
		中部圏被災建築物応急危険度判定協議会	・ 広域支援本部に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
	建築住宅課	・ 被災建築物応急危険度判定に関する事 ・ 支援本部に関する事	
	県地方部	・ 被災市町村の要請判定士等の連絡調整に関する事	
被災市町村			・ 災害対策本部の運営に関する事 ・ 被害状況の把握に関する事 ・ 必要判定士数の把握に関する事

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、被災市町村における被害状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、県地方部がとりまとめた被災市町村における被害状況を集約する。
- 県災害対策本部は、建築住宅課に応援判定士の調整・派遣を指示する。
- 建築住宅課は、県職員の判定士だけでは不足する場合、県内市町村、県内関係団体、関係機関(全国被災建築物応急危険度判定協議会、国土交通省（住宅局）等)に対して支援要請を行う。
- 建築住宅課及び関係機関は応援判定士の調整を行い、派遣に係る決定事項について県地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。
- 被災市町村は、必要と判断した場合は、被災建築物応急危険度判定に係る応援を県へ要請し、応援の受入れを行う。

5) 受援担当部局

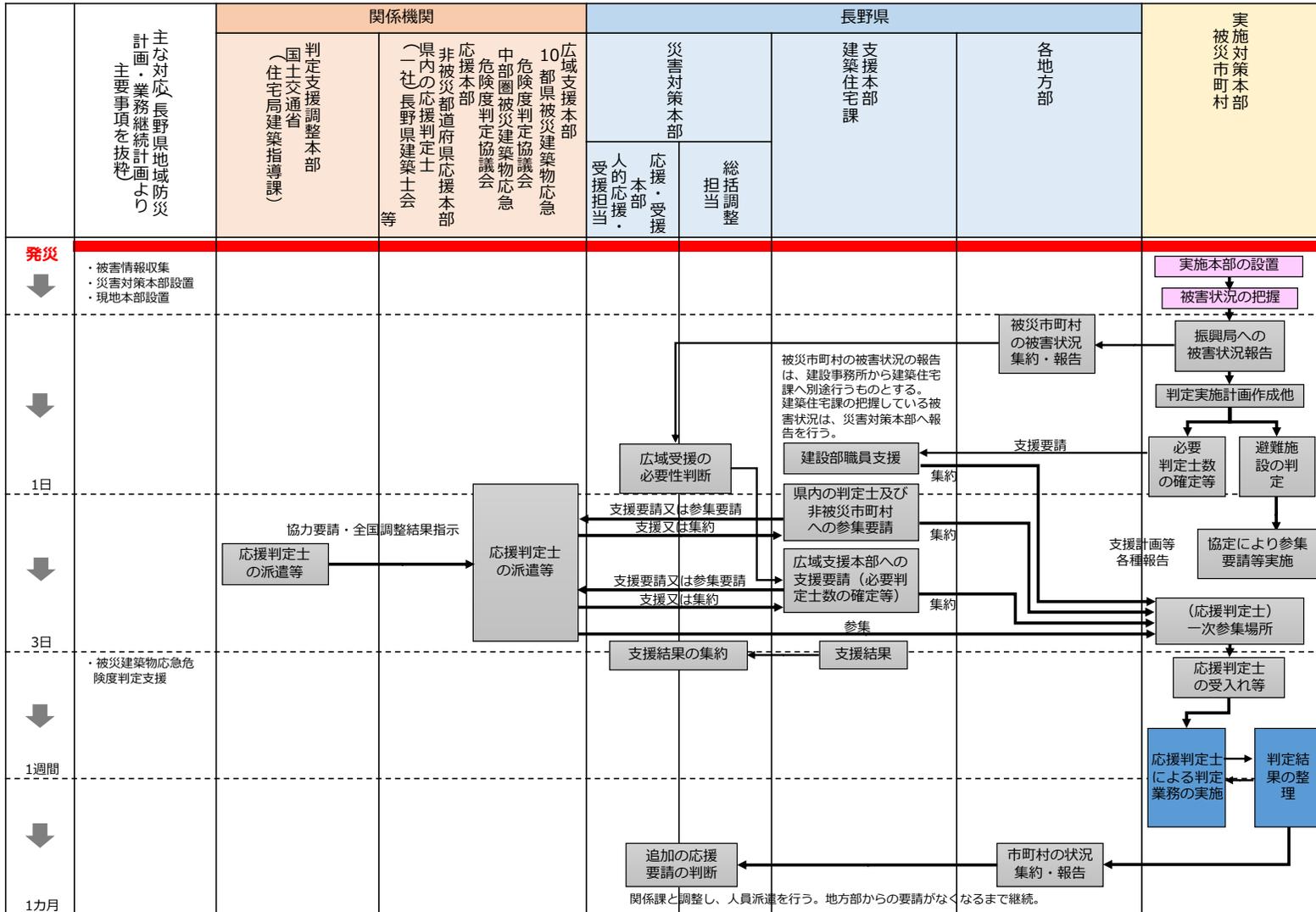
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
①	被災市町村	県内被災地域 外の市町村	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人 的応援・受援担当	建築住宅課	県内被災地域 外の市町村
③	被災市町村	県内の判定士	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人 的応援・受援担当	建築住宅課	県内建築関係 団体
③	被災市町村	関係機関	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人 的応援・受援担当	建築住宅課	国土交通省、 広域支援本 部、応援本部

- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
 - ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
 - ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(5)① 被災建築物応急危険度判定の支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村にて行う被災建築物応急危険度判定に必要な判定士の確保、判定士の現地派遣・活動までの基本的な手順を示す。



【被災宅地危険度判定の支援】

1) 目標

- 被災市町村において実施する被災宅地危険度判定に必要な判定士の確保及び速やかな派遣による判定支援により、二次災害を防止する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における被害状況の収集・把握をし、県全域の被害状況と被災市町村からの支援要請等を踏まえて、各被災市町村への応援判定士の人数を決定する。
- 県は、関係機関に応援判定士の派遣を要請する（県内の判定士だけでは不足する場合）。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援判定士を派遣する。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、被災宅地危険度判定に係る応援が必要と判断した場合は、直ちに県に対して応援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	国土交通省（都市局）	・ 機構職員、宅地擁壁技術協会及び他都道府県の判定士の派遣調整に関する事	
	被災宅地危険度判定連絡協議会	・ 判定士の実施体制の整備に関する事	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
	都市・まちづくり課	・ 被災宅地危険度判定に関する事 ・ 支援本部に関する事	
	県地方部	・ 被災市町村への応援判定士等の連絡調整に関する事	
被災市町村		・ 災害対策本部の運営に関する事 ・ 被害状況の把握に関する事 ・ 必要判定士数の把握に関する事	

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、被災市町村における被害状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、県地方部がとりまとめた被災市町村における被害状況を集約する。
- 県災害対策本部は、都市・まちづくり課に応援判定士の調整・派遣を指示する。

- 都市・まちづくり課は、県職員の判定士だけでは不足する場合、県内市町村、県内関係団体、関係機関（被災宅地危険度判定連絡協議会、国土交通省（都市局）等）に対して支援要請を行う。
- 都市・まちづくり課及び関係機関は応援判定士の調整を行い、派遣に係る決定事項について県地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。
- 被災市町村は、必要と判断した場合は、被災宅地危険度判定に係る応援を県へ要請し、応援の受入れを行う。

5) 受援担当部局

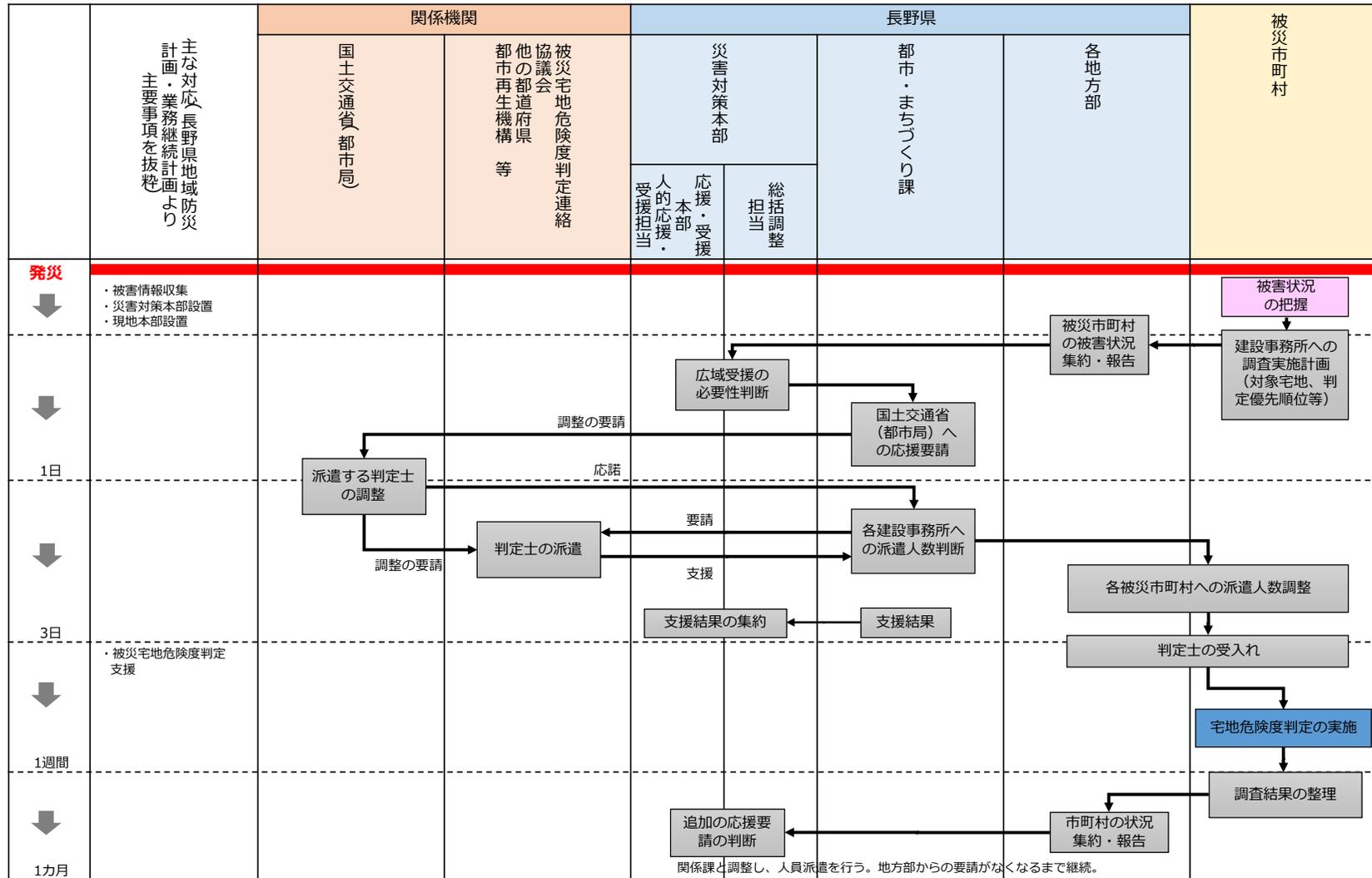
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
①	被災市町村	県内被災地域 外の市町村	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人 的応援・受援担当	都市・まち づくり課	県内被災地 域外の市町 村
③	被災市町村	県内の判定士	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人 的応援・受援担当	都市・まち づくり課	県内建築関 係団体
③	被災市町村	関係機関	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人 的応援・受援担当	都市・まち づくり課	国土交通省

- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
 - ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
 - ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(5)② 被災宅地危険度判定の支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村にて行う被災宅地危険度判定に必要な判定士の確保、判定士の現地派遣・活動までの基本的な手続を示す。



(6) 避難所運営支援

1) 目標

- 被災市町村にて行う避難所運営に必要な一般職員及び避難所の確保のため、県は、県庁内関係課や県内被災地域外の市町村、県外市町村への要請手続、職員の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の対応を支援する。
- なお、県及び市町村職員の派遣（被災市区町村応援職員確保システム適用時の対応含む。）については「(4)行政職員支援」と同様に取り扱うものとする。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における避難状況を収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況、避難施設の被災状況等を踏まえて、応援の必要性を判断する。
- 県は、被災市町村から要請により、県有教育施設を避難所として開設する。
- 県は、被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の応援要請や応援の終了等の判断を行う。
- 県は、関係機関と連携し獣医師を派遣するなど、被災家庭動物の救護及び飼育者支援、放浪動物⁷の保護・収容を実施する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、避難所運営に係る応援が必要と判断した場合は、直ちに県に対して応援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	獣医師会・動物愛護会、協定締結団体	・獣医師等の派遣の調整に関する事	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事
	食品・生活衛生課	・避難所運営に係る協定締結団体との連携協力に関する事 ・被災家庭動物の救護及び飼育者支援に関する事	
	教育政策課	・教育施設における避難所開設の協力に関する事	
	高校教育課	・避難所の開設・管理運営への協力に関する事	
	特別支援教育課	・避難所の開設・管理運営への協力に関する事	
	県地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関する事	
被災市町村		・被害状況の把握に関する事 ・応援職員等に必要な数の把握に関する事	

※県及び市町村職員の派遣（被災市区町村応援職員確保システム適用時の対応含む）については、「(4)行政職員支援」を参照

⁷ 放浪動物：何らかの理由で放置せざるを得なくなり放浪状態になったペット。けい留されたまま放置された状態のペットも含む。

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、被災市町村における避難状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、県地方部がとりまとめた被災市町村における避難状況を集約する。
- 県災害対策本部は、集約した避難状況等の情報から、応援の必要性を判断する。
- 被災市町村は、必要と判断した場合は、避難所運営に係る応援を県等へ要請し、応援の受入れを行う。

5) 受援担当部局

種別※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
②	被災地域内の市町村	県立教育施設	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	教育政策課 高校教育課 特別支援教育課	県立教育施設
③	被災地域内の市町村	獣医師	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	食品・生活衛生課	獣医師会
		協定締結団体	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	食品・生活衛生課	協定締結団体

※県及び市町村職員の派遣（被災市区町村応援職員確保システム適用時の対応含む）については、「(4) 行政職員支援」を参照

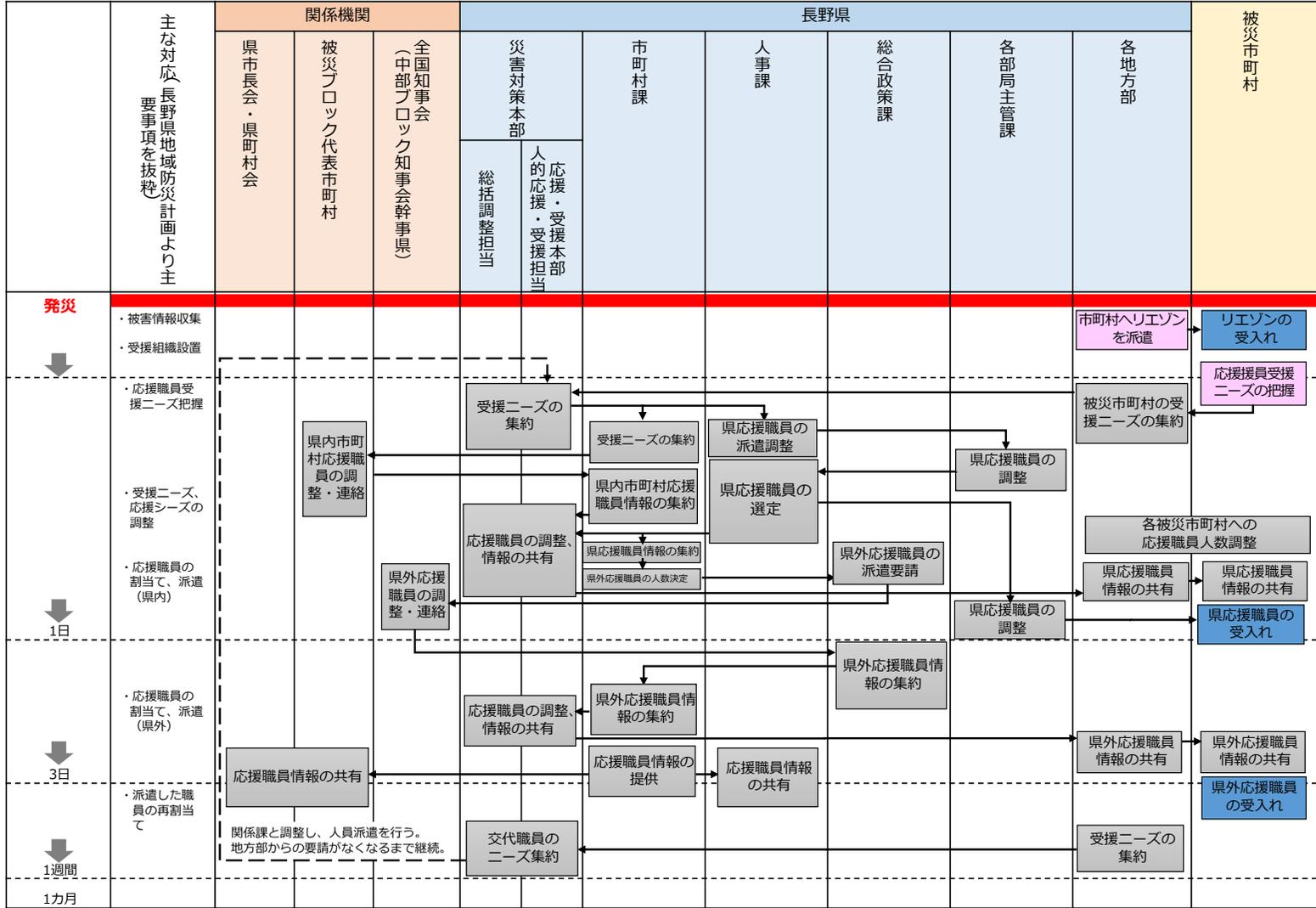
- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

(再掲)

行動計画「活動の時系列」(4) 行政職員支援【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用されない場合】

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市区町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市区町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援ニーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手順を示す。



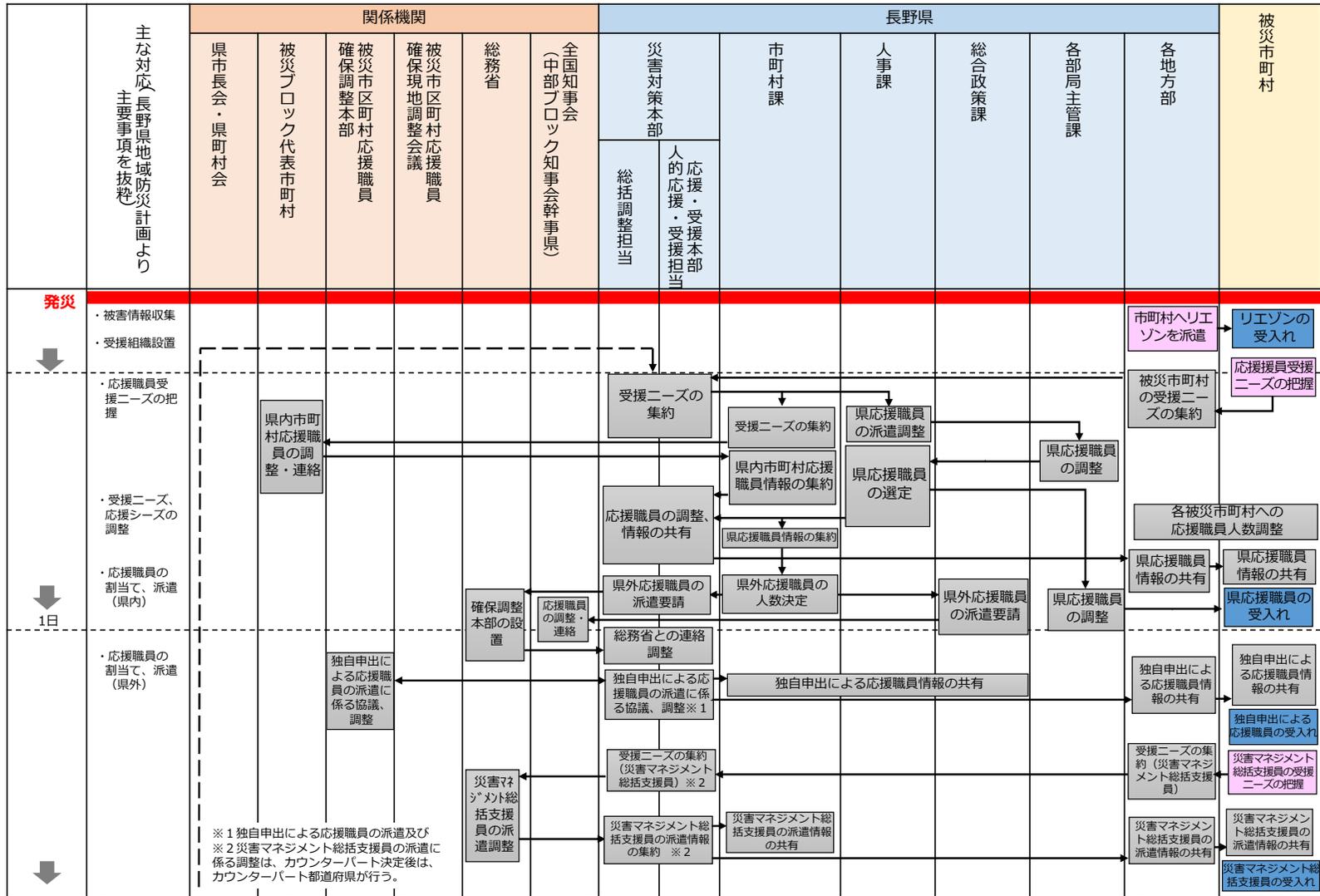
※避難所運営支援に係る一般職員の受援については、(4) 行政職員支援の行動計画に準ずる。

3-30

行動計画「活動の時系列」 (4) 行政職員支援 [総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用される場合]

初動対応 対応手順 当面の目標

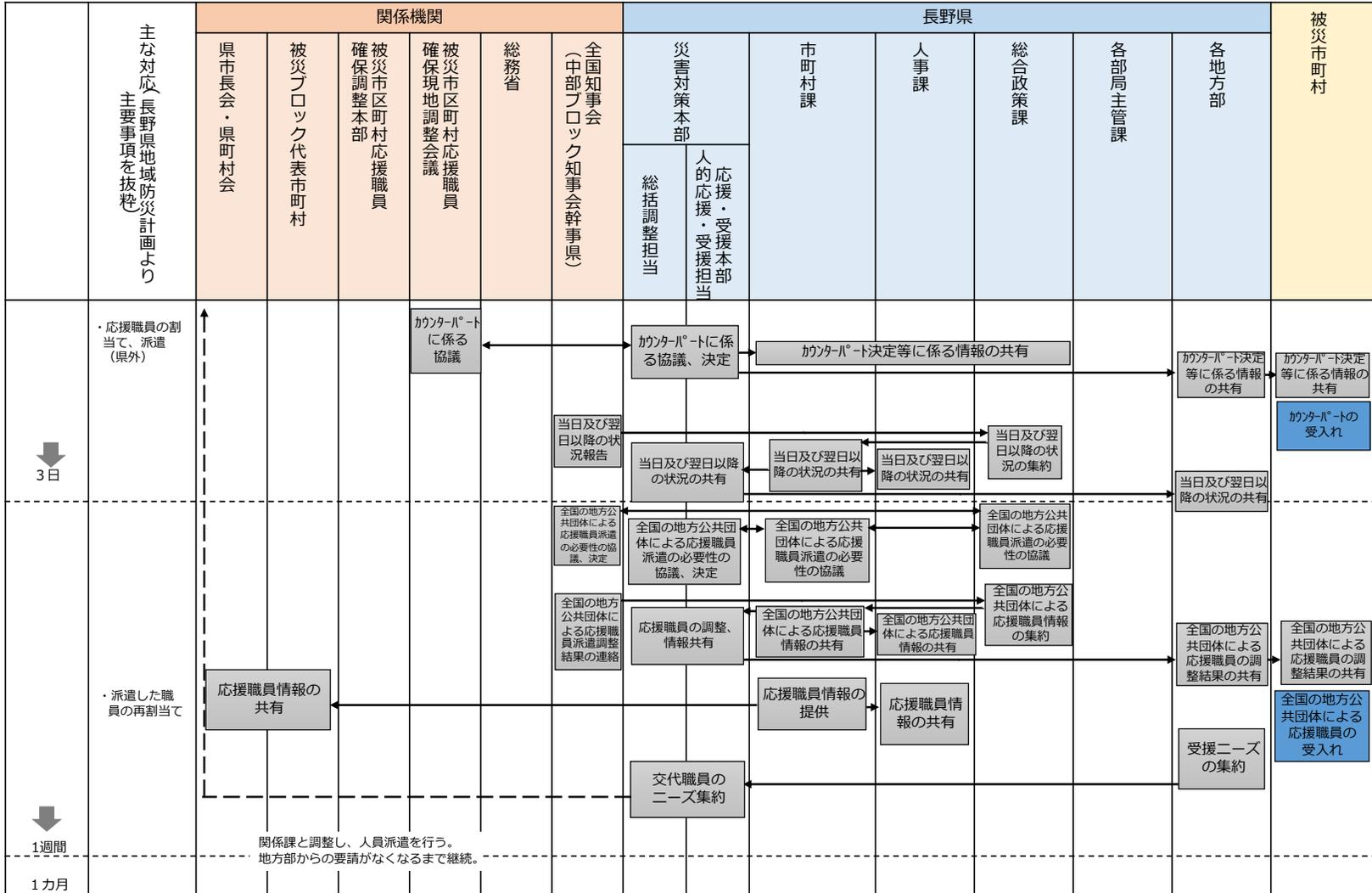
■被災市区町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市区町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手順を示す。



行動計画「活動の時系列」(4) 行政職員支援【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用される場合】

初動対応 対応手順 当面の目標

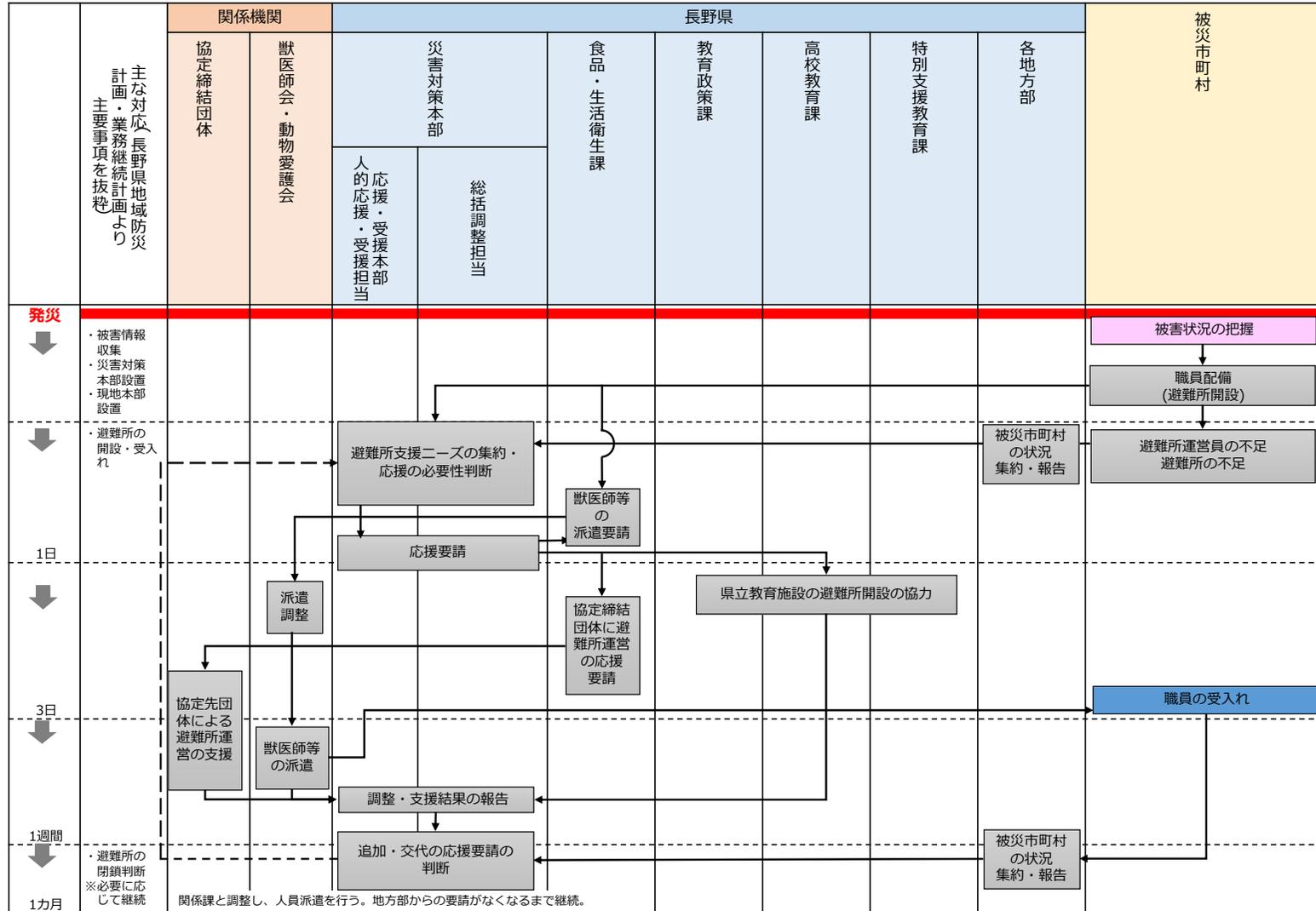
■被災市町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手順を示す。



行動計画「活動の時系列」(6) 避難所運営支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村にて行う避難所運営に必要な一般職員の確保及び、避難所の確保のため、他県や関係機関への要請手続、職員の現地派遣・活動までの基本的な手続を示す。



(7) 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援

1) 目標

- 被災市町村にて行う住家の被害認定調査や罹災証明交付に必要な職員の確保のため、県は、県庁内関係課や県内被災地域外の市町村、県外市町村への要請手続、職員の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の対応を支援する。
- なお、県及び市町村職員の派遣（被災市区町村応援職員確保システム適用時の対応含む。）については、「(4) 行政職員支援」と同様に取り扱うものとする。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における被害状況を収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、県からの応援職員の派遣調整を行い、被災市町村へ派遣する。
- 県は、県の支援だけでは被災市町村への応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 関係機関は、県外からの応援職員の派遣調整を行い、被災市町村へ派遣する。
- 県及び関係課は、被災市町村が作成する住家被害認定調査に係る計画に基づき支援することとし、追加の応援職員の派遣や派遣終了等の判断を行う。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、住家の被害認定調査・罹災証明交付に係る応援職員の受入れが必要と判断した場合は、直ちに県及び被災ブロック代表市町村に対して応援職員の派遣要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

※「(4) 行政職員支援」を参照

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、被災市町村における住家の被害認定調査等に当たる職員の受援ニーズを把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県地方部は、被災市町村からの報告がない場合には、大規模災害等の発生を想定し、当該市町村にリエゾンを派遣するなど、情報収集に努める。
- 県災害対策本部は、県地方部がとりまとめた被災市町村における職員の受援ニーズを集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。
- 県関係課は、県職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部及び県関係課は、応援職員の調整を行い、派遣に係る決定事項を県地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、応援職員の受入れが必要と判断した場合は、住家の被害認定調査・罹災証明交付に係る応援職員の派遣を県等へ要請し、受け入れる。

5) 受援担当部局

種別 ※1	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
②	被災地域内の 市町村	県	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人 的応援・受援担当	人事課	税務課、 建築住宅課

※「(4) 行政職員支援」を参照

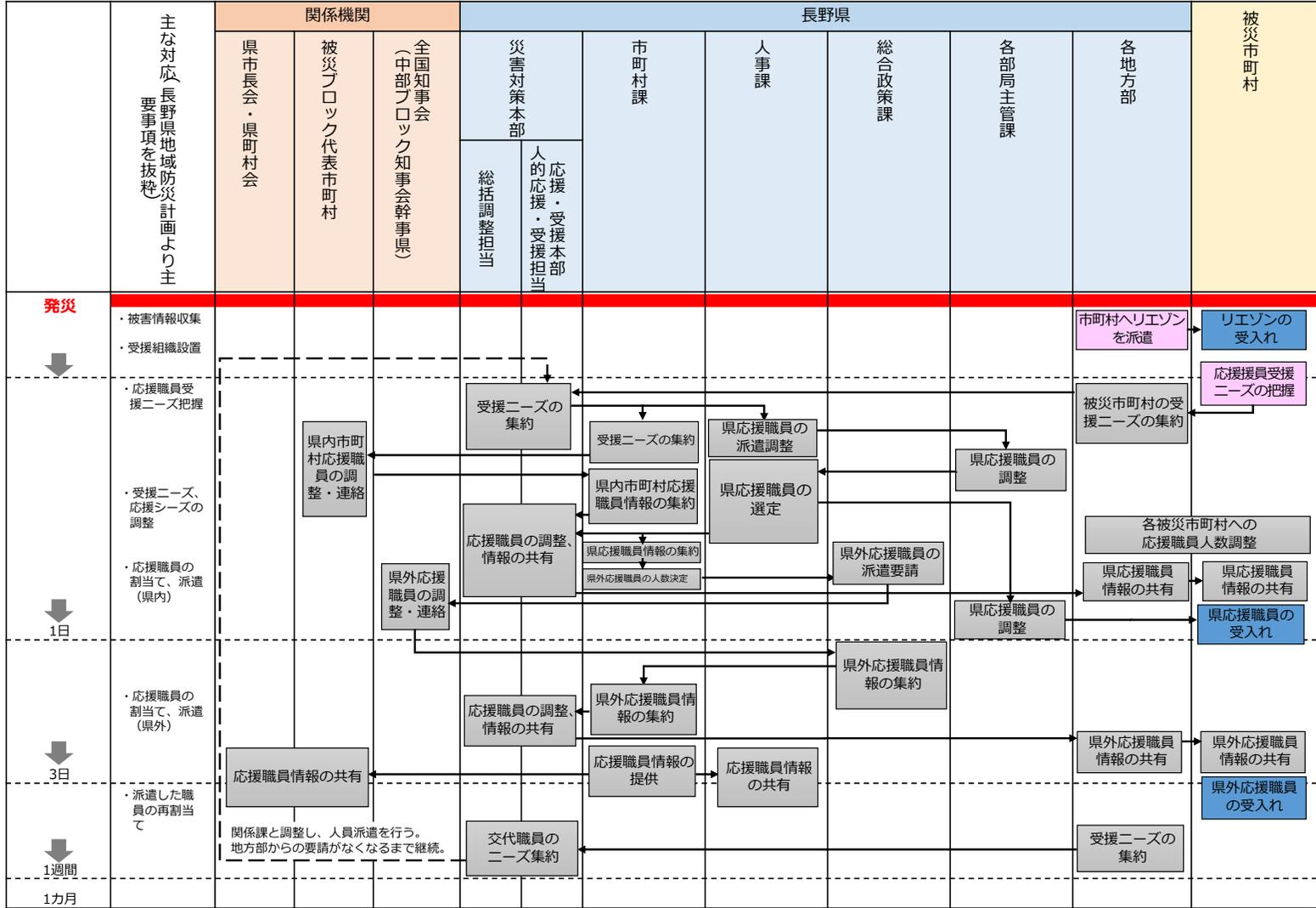
- ※1 ①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

(再掲)

行動計画「活動の時系列」(4) 行政職員支援【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用されない場合】

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市区町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市区町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援ニーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手順を示す。



※避難所運営支援に係る一般職員の受援については、(4) 行政職員支援の行動計画に準ずる。

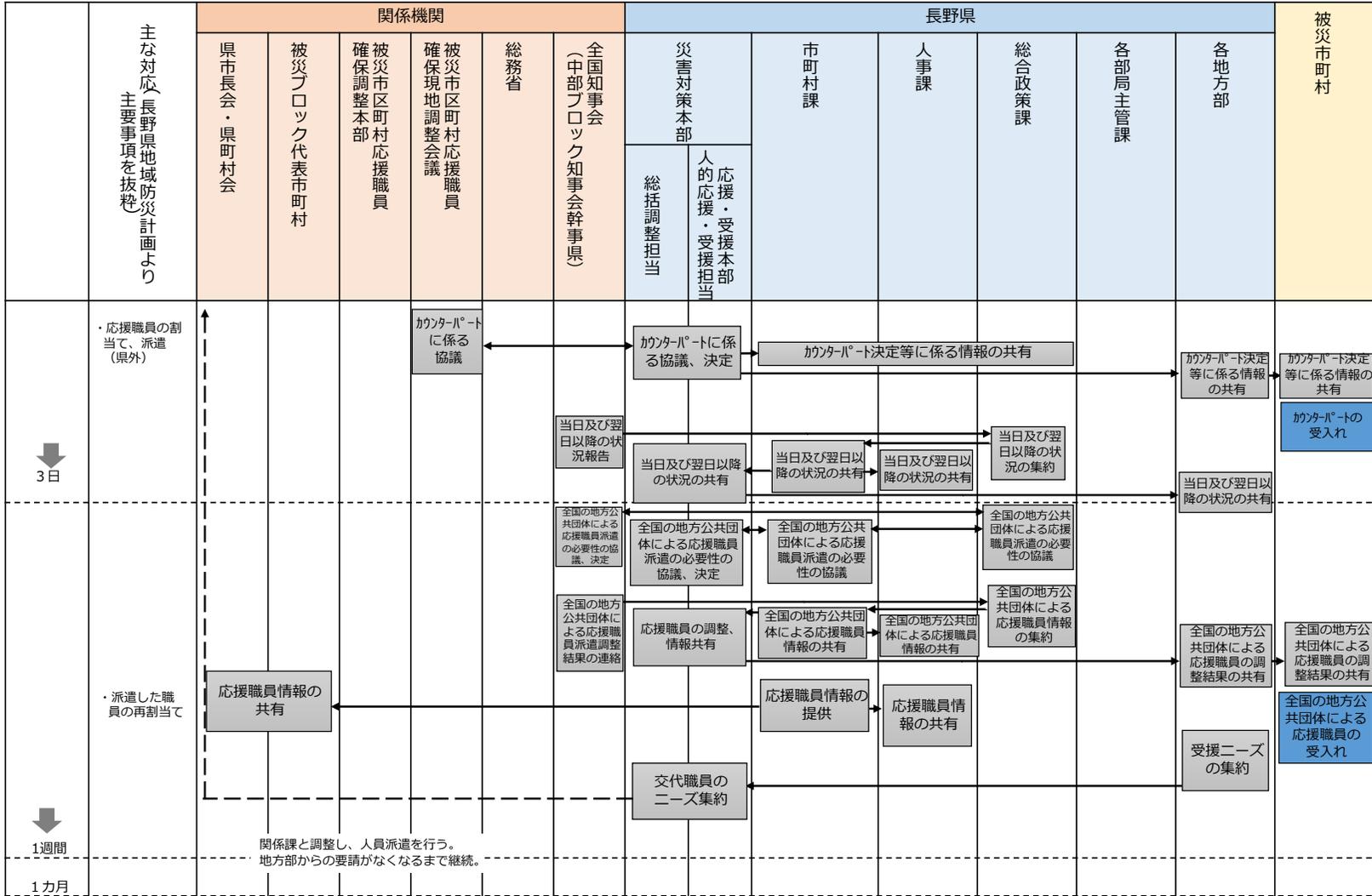
3-36

行動計画「活動の時系列」(4) 行政職員支援 【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用される場合】

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市区町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市区町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手順を示す。

2 / 2



(8) ボランティア・NPO等の活動調整

1) 目標

- 被災市町村がボランティア・NPO等の支援を円滑に受け入れることができるよう支援する。また、被災者の多様な支援ニーズに対応できるよう、ボランティア・NPO等が情報を共有する場を設置し、活動の広域調整を行う。

2) 基本方針

- 県、被災市町村、関係機関は連携し、被災市町村における被災者の支援ニーズを把握する。
- 県は、被災市町村の被災状況、災害ボランティアセンターの設置やボランティア・NPO等の受入れに関する情報を適切に発信する。
- 県は関係機関と連携し、被災者支援活動を行っているボランティア・NPO等が活動内容や被災者の多様な支援ニーズ等の情報を共有し、広域的な活動調整を行う場（以下「情報共有の場」という。）を設置する。
- 県及び関係機関は、被災市町村においてもボランティア・NPO等による情報共有・活動調整を行う場が設置できるよう支援する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、ボランティア・NPO等の活動調整に係る応援が必要と判断した場合は、直ちに県に対して応援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

		関係機関・課	主な対応
関係機関		社会福祉法人長野県社会福祉協議会	・ボランティアの受入れ、被災地災害ボランティアセンター等への支援
		特定非営利活動法人長野県NPOセンター	・NPOの受入れ等に関する事
		特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）	・NPOの受入れ等に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関する事 ・災害ボランティア、NPOの受入れ等に関する事
		県民協働課	・NPOの受入れ等に関する事
		地域福祉課	・ボランティアの受入れ等に関する事
		県地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関する事
被災市町村		被災市町村社会福祉協議会	・支援ニーズの把握 ・ボランティア・NPOの受入れ等に関する事

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部及び県地方部は被災市町村、関係機関と連携し、被災市町村における支援ニーズを把握するとともに、被災市町村に対して県内外のボランティア・NPO等が支援に入ることがあることを周知する。
- 県災害対策本部及び県地方部は関係機関と連携し、被災市町村とボランティア・NPO等が相互の役割を認識したうえで、連携した支援活動を円滑に行うことができるよう支援する。
- 県災害対策本部は、被災市町村においてニーズに対応した支援が受けられるとともに、被災市町村間において支援バランスに偏りが出ないように、適切に情報発信を行う。
- 県災害対策本部は関係課及び関係機関と連携し、県庁又は広域防災拠点に情報共有の場を設置するとともに、被災者支援活動を行っているボランティア・NPO等に参加を呼びかける。
- 情報共有の場では、定期的に県災害対策本部、関係課、関係機関及びボランティア・NPO等が活動内容や被災者の多様な支援ニーズ等の情報を共有するとともに、支援ニーズに最大限対応できるよう、必要な活動調整を行う。
- 県災害対策本部、県地方部及び関係機関は連携し、ボランティア・NPO等による被災者支援が地域に密着して長期的に行われることを見込み、被災市町村と情報共有・活動調整を行う場が設置できるよう支援する。
- 被災市町村は、必要と判断した場合は、ボランティア・NPO等の活動調整に係る応援を県等へ要請し、応援の受入れを行う。

5) 受援担当部局

種別※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
③	被災者	NPO等	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部 人的応援・受援 担当	県災害対策本 部	特定非営利活動法人長 野県NPOセンター 特定非営利活動法人全 国災害ボランティア支 援団体ネットワーク (JVOAD)
		一般ボラ ンティア	社会福祉法人長 野県社会福祉協 議会	社会福祉法人 長野県社会福 祉協議会	市町村社会福祉協議会

- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
 - ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
 - ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

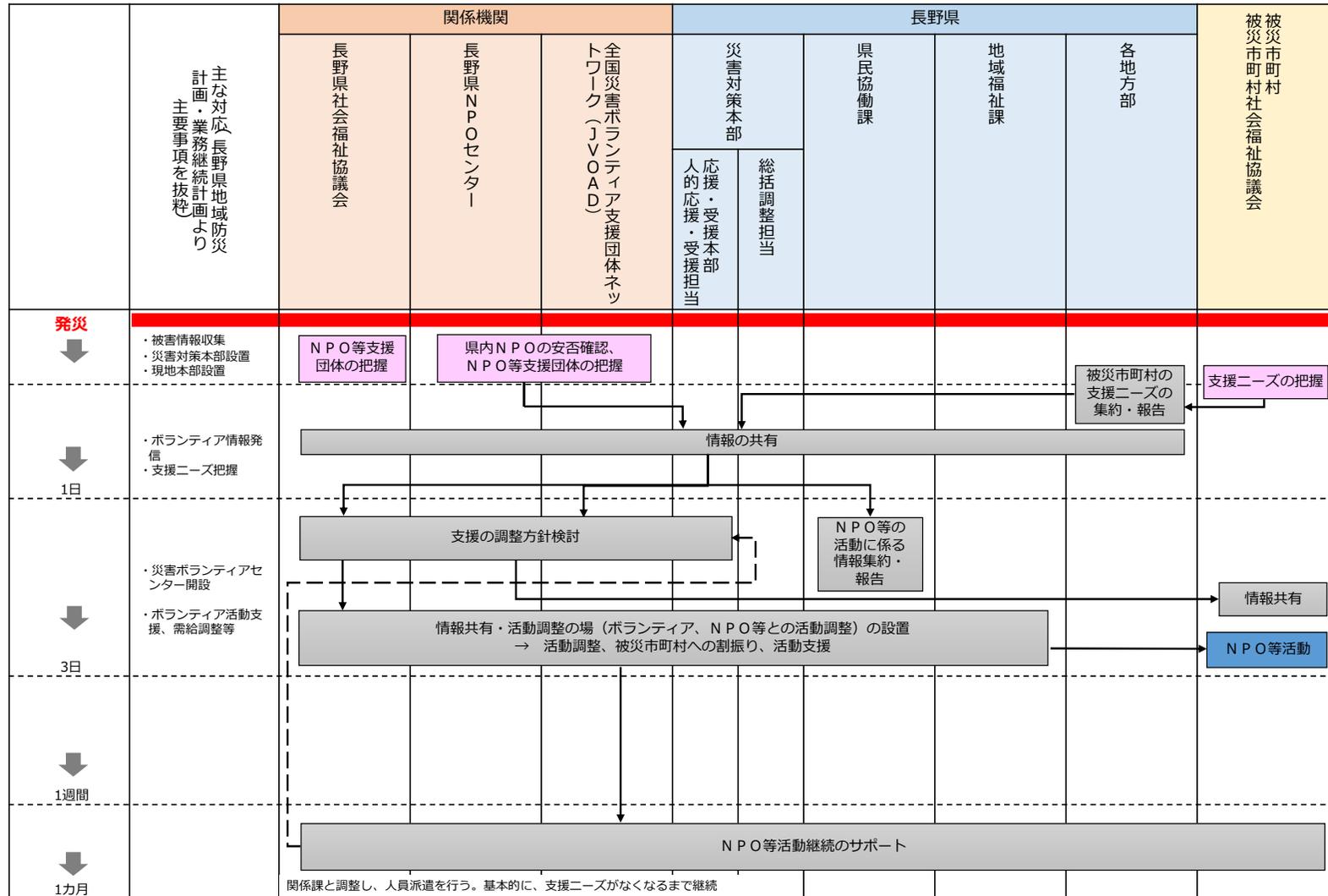
行動計画「活動の時系列」(8) ①NPO等の活動調整

初動対応

対応手順

当面の
目標

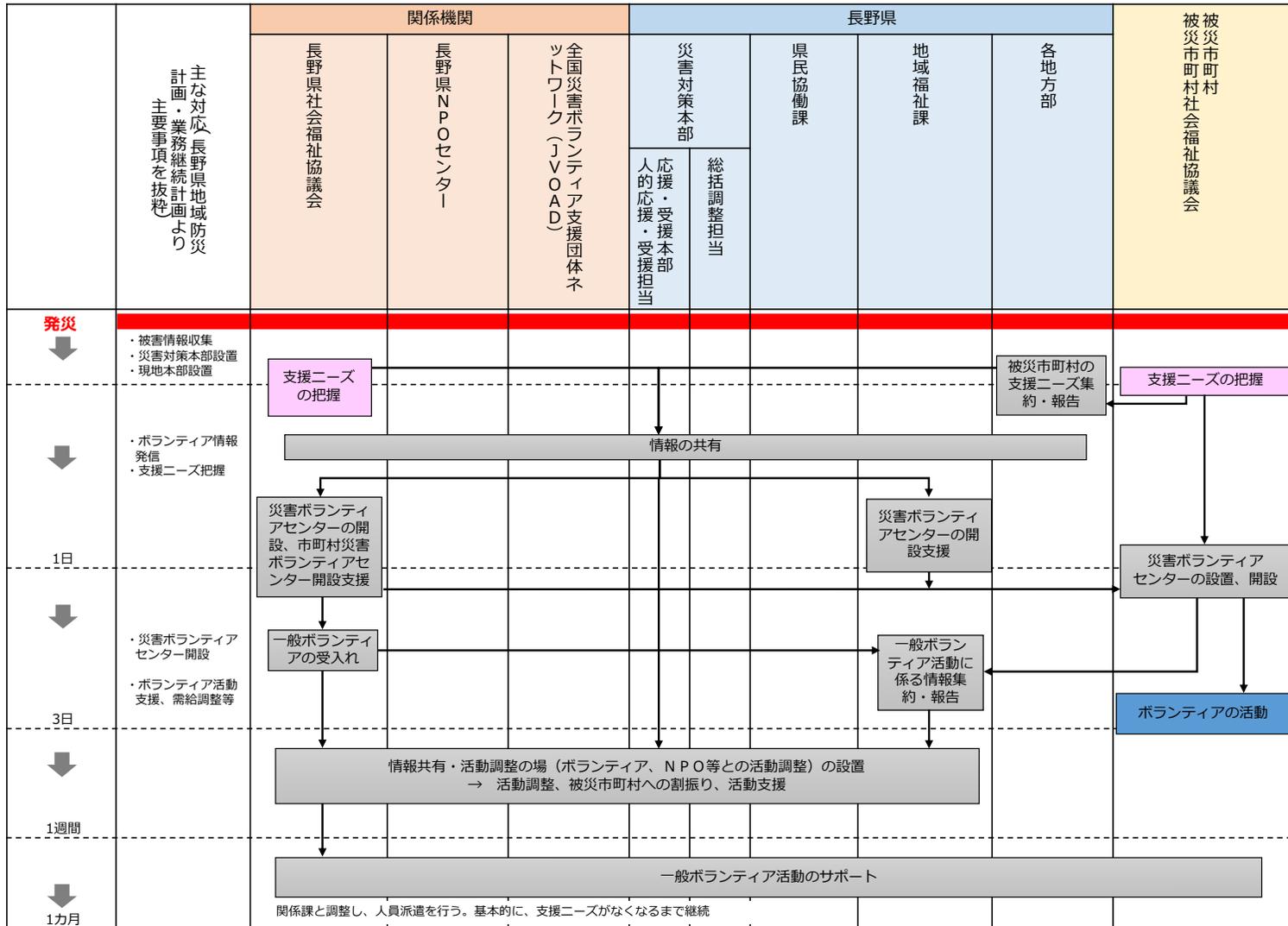
■被災市町村内にて行うNPO等の活動に必要な要員の確保のため、支援ニーズの把握、NPO等活動調整までの基本的な手順を示す。



行動計画「活動の時系列」(8) ②一般ボランティアの活動調整

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村内にて行うボランティア等の活動に必要な要員の確保のため、支援ニーズの把握、ボランティア等の派遣・活動までの基本的な手順を示す。



(9) 遺体の対応

1) 目標

- 県は、広域応援部隊による捜索、県内、県外の応援火葬場による火葬及び安置所の確保、搬送手段の確保、遺体の搬送等に係る応援を要請し、被災市町村による遺体の対応を支援する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における人的被害の情報を収集し、行方不明者の捜索及び遺体の検視・身元確認について関係機関に応援を要請する。
- 県は、被災市町村における遺体搬送、火葬の受援ニーズを収集・把握し、関係機関に遺体の搬送、受入れ及び火葬の実施に係る応援を要請する。
- 関係機関は、捜索支援にあたる応援職員の調整を行い、被災市町村へ派遣する。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 関係機関は、応援火葬場と調整し、遺体の受入れ及び火葬を実施する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、捜索及び遺体の扱いに係る応援が必要と判断した場合は、県に応援を要請する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応
関係機関	信州葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	・棺及び葬祭用品の供給に関する事 ・遺体の搬送に関する事
	公益社団法人長野県トラック協会	・遺体の搬送に関する事
	救護班※	・遺体の検案に関する事
	警察機関	・行方不明者の捜索、検視、身元確認等に関する事
	自衛隊	・行方不明者の捜索、安置所までの搬送等に関する事
	応援側の都道府県（近隣都県）	・応援火葬場との調整に関する事
	応援火葬場（県内・県外）	・遺体の火葬に関する事
長野県	災害対策本部 応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
	総括調整担当	・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
	食品・生活衛生課	・広域火葬の応援・協力の要請に関する事 ・遺体の搬送協力の調整に関する事
	医療政策課	・遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事
	県地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関する事
	被災市町村	・遺体の火葬に関する事 ・遺体安置所の設置に関する事 ・遺体搬送手段の確保に関する事

※地域防災計画で定める救護班

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、被災市町村における遺体搬送、火葬ニーズを把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県災害対策本部は、県地方部がとりまとめた被災市町村における遺体搬送、火葬ニーズを集約し、応援の必要性を判断する。
- 県関係課は、遺体の搬送や火葬の実施に係る関係機関への応援要請・調整を行う。
- 被災市町村は、管内の被害情報を収集し、災害の状況により捜索や遺体の搬送、火葬に係る応援が必要と判断した場合は、県に応援を要請する。
- 被災市町村は、遺体の引取り対応、埋火葬許可への対応、焼骨・遺留品の受取り等の対応を実施する。

5) 受援担当部局

種別 ※1	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	火葬場	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	食品・生活衛生課	食品・生活衛生課
②	被災地域内の市町村	県	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	県災害対策本部	県災害対策本部
③	被災地域内の市町村	救護班 ※2	医療政策課	医療政策課	救護班 ※2
		信州葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	災害対策本部 食品・生活衛生課	災害対策本部 食品・生活衛生課
		公益社団法人 長野県トラック協会	県災害対策本部 総括調整担当、 応援・受援本部人的 応援・受援担当	県災害対策本部	県災害対策本部
		支援都道府県・火葬場	食品・生活衛生課	食品・生活衛生課	食品・生活衛生課

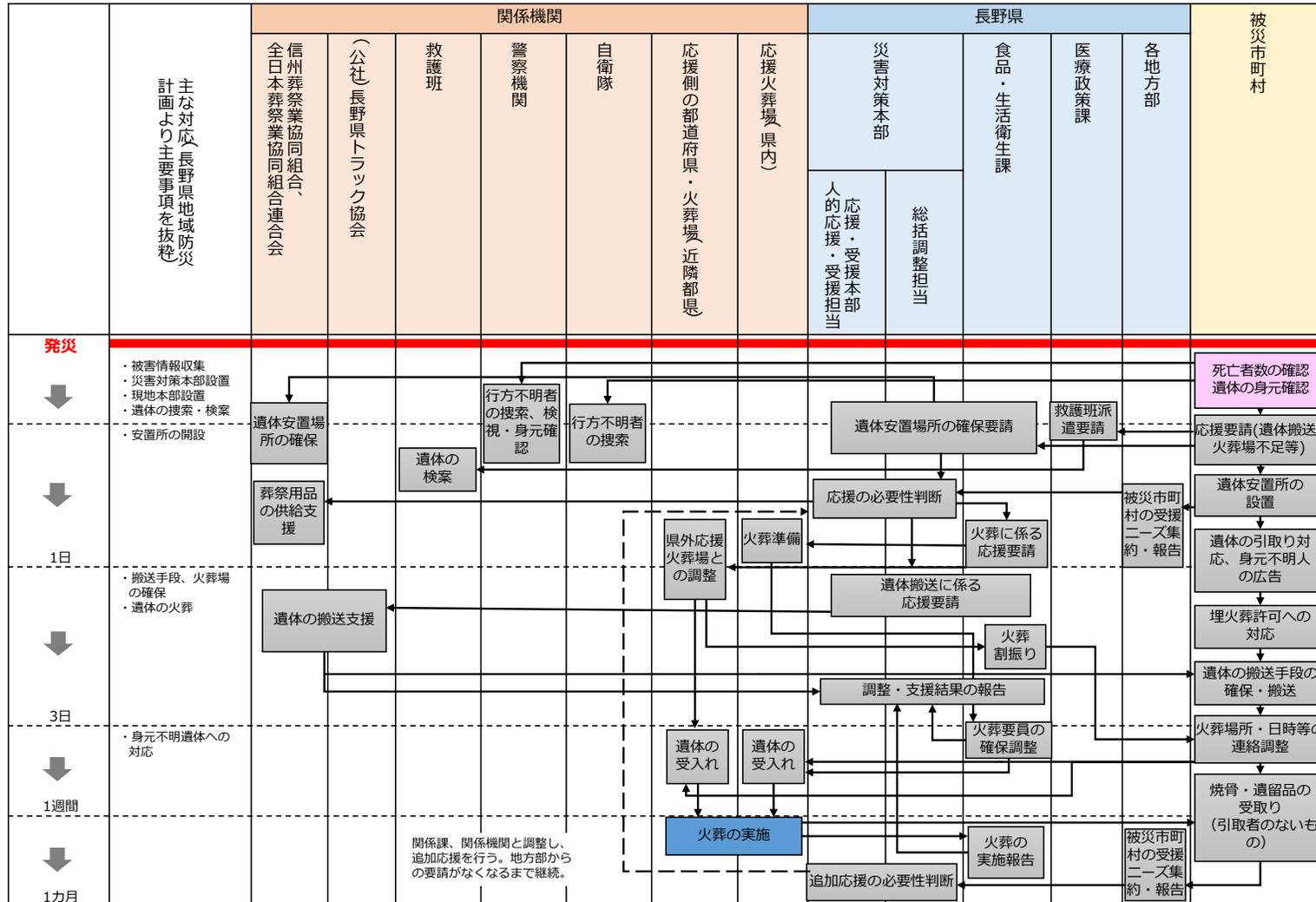
- ※1 ① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

※2 地域防災計画で定める救護班

行動計画「活動の時系列」(9) 遺体の対応

初動対応 対応手順 当面の目標

■遺体（行方不明者）の捜索及び対策等の活動について、被災市町村では対応しきれない場合を想定し、県内、県外の応援火葬場による火葬及び安置所の確保、搬送手段の確保、遺体の搬送等の支援に係る基本的な手順を示す。



(10) 災害廃棄物等の処理

1) 目標

- 県は、被災地域の災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理及び処理能力を超える場合の広域応援による処理について、被災市町村の対応を支援する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況、災害廃棄物等の発生状況等を踏まえて、各被災市町村の災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者を手配する。
- 県は、処理業者の活動期間中における被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の手配や応援の終了等の判断を行う。
- 県は、処理業者の活動期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、災害廃棄物等の処理に係る応援が必要と判断した場合は、県に応援を要請する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応
関係機関	大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会(事務局環境省中部地方環境事務所)	・派遣職員の調整に関する事
	一般社団法人長野県資源循環保全協会	・災害廃棄物の処理等に必要な処理業者の手配に係る協力に関する事
	長野県環境整備事業協同組合	・し尿等の処理に必要な処理業者の手配に係る協力に関する事
	一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部	・仮設トイレのリースに係る協力に関する事
長野県	災害対策本部 応援・受援本部 物資調整担当	・仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する事
	資源循環推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理協定、し尿収集運搬協定に基づく支援に関する事 ・災害廃棄物処理・施設復旧補助金活用のための助言に関する事 ・廃棄物処理施設等の被災状況把握に関する事 ・仮置き場等の施設確保・運営に関する事 ・災害廃棄物の撤去に関する事 ・運搬体制確保に関する事 ・地域の窓口対応に関する事 ・災害廃棄物の広域処理の調整に関する事
	県地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関する事
被災市町村		・災害対策基本法第 68 条の規定に基づく県への応援要請に関する事

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、災害廃棄物等の処理に係る被災市町村の受援ニーズを把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、県地方部がとりまとめた被災市町村の受援ニーズを集約し、関係課と共有する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 関係課は、災害廃棄物等の発生量、処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等把握した上で、協定に基づく災害廃棄物、し尿等の処理に係る協力要請を行う。
- 県災害対策本部は、協定に基づく仮設トイレの設置に係る協力要請を行う。
- 関係機関は災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者の手配及び仮設トイレのリースに協力する。
- 関係課は、必要に応じて、災害廃棄物等の処理や一般廃棄物処理施設災害補助に係る助言を行う。
- 県災害対策本部は、派遣に係る決定事項について要請元の被災市町村に伝達する。
- 被災市町村は、必要と判断した場合は、災害廃棄物等の処理に係る応援を県等へ要請し、応援の受入れを行う。

5) 受援担当部局

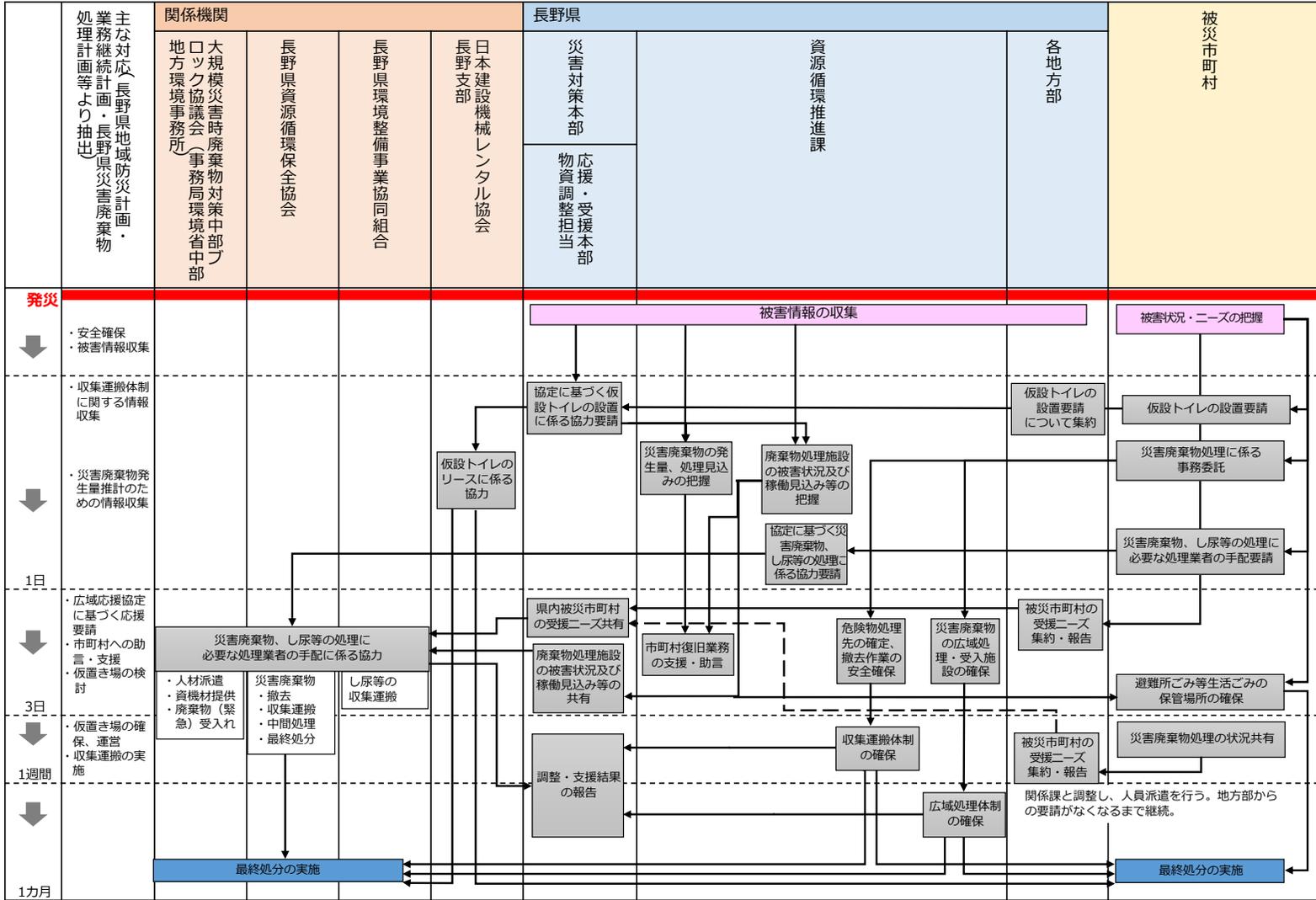
種別※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	県内被災地域外の市町村	県災害対策本部 応援・受援本部 物資調整担当 資源循環推進課	資源循環推進課	一般社団法人長野県資源循環保全協会 長野県環境整備事業協同組合 市町村
②	被災地域内の市町村	県	県災害対策本部 応援・受援本部 物資調整担当 資源循環推進課	資源循環推進課	一般社団法人長野県資源循環保全協会 長野県環境整備事業協同組合 市町村
③	被災地域内の市町村	他都道府県・市町村や防災関係機関・団体等	県災害対策本部 応援・受援本部 物資調整担当 資源循環推進課	資源循環推進課	一般社団法人長野県資源循環保全協会 長野県環境整備事業協同組合 市町村
④	県	他都道府県や防災関係機関・団体等	資源循環推進課	資源循環推進課	他都道府県や防災関係機関・団体等

- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
 - ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
 - ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(10) 災害廃棄物処理

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災地の災害廃棄物の迅速かつ適正な処理のための活動、及び処理能力を超える場合に広域応援による処理を図るための基本的な手順を示す。



(11) その他技術・専門職員支援

1) 目標

- 県は、被災市町村の技術・専門職員に係る受援ニーズを把握し、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整及び応援職員の派遣を行い、被災市町村の対応を支援する。
- なお、県及び市町村職員の派遣（被災市区町村応援職員確保システム適用時の対応含む）については、「(4) 行政職員支援」と同様に取り扱うものとする。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における技術・専門職員の受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、県からの応援職員の派遣調整を行い、被災市町村へ派遣する。
- 県は、県の支援だけでは被災市町村への応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 関係機関は、県外からの応援職員の派遣調整を行い、被災市町村へ派遣する。
- 県及び関係機関は、被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の応援職員の派遣や派遣終了等の判断を行う。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、技術・専門の応援職員の受入れが必要と判断した場合は、直ちに県及び被災ブロック代表市町村に対して応援職員の派遣要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応
関係機関	一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会	・アスベスト調査に係る技術者派遣に関する事
	一般社団法人日本アスベスト調査診断協会	・アスベスト調査に係る技術者派遣に関する事
	長野県環境測定分析協会	・アスベスト調査に係る技術者派遣に関する事
	生活排水事業災害対応時応援ブロック代表市町村	・生活排水事業に係る応援職員派遣に関する事
	下水道事業災害時支援中部ブロック幹事	・下水道事業に係る応援職員派遣に関する事
	地方共同法人日本下水道事業団	・下水道事業に係る応援職員派遣に関する事
	公益財団法人長野県下水道公社	・下水道事業に係る応援職員派遣に関する事
	一般社団法人長野県下水道建設管理業協会	・下水道事業に係る応援職員派遣に関する事
	長野県土地改良事業団体連合会	・農業集落排水事業に係る応援職員派遣に関する事

	関係機関・課	主な対応
関係機関	公益社団法人長野県浄化槽協会	・浄化槽事業に係る応援職員派遣に関する事
	農林水産省（関東農政局）	・水土里災害派遣隊の派遣に関する事
	国土交通省（関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局）	・TEC-FORCE の派遣に関する事
	特定非営利活動法人長野県砂防ボランティア協会	・砂防ボランティアの派遣に関する事
	長野県公認心理師・臨床心理士協会	・スクールカウンセラー（SC）の派遣に関する事
長野県	災害対策本部 応援・受援本部的応援・受援担当 総括調整担当	・被災市町村への応援派遣の要否の決定に関する事
	水大気環境課	・被災建築物の石綿露出状況等の調査に関する事
	生活排水課	・下水道、農業集落排水施設、浄化槽の復旧に係る関係機関・団体への応援要請に関する事
	農地整備課	・農地や水路、ため池等の応急対策に関する事
	建設政策課技術管理室	・TEC-FORCE の出動要請に関する事 ・土木学会等からの技術支援等の要請に関する事
	砂防課	・土砂災害危険箇所点検に関する事
	心の支援課	・スクールカウンセラー（SC）の派遣に関する事
	各部局主管課	・県職員の派遣に関する事
県地方部	・管内市町村の被災状況の確認、報告 ・被災市町村におけるニーズの集約に関する事	
被災市町村	・受援職務、職種及び人数の選定。被災場所への同行 ・応援職員の受入れに関する事	

※県及び市町村職員の派遣（被災市区町村応援職員確保システム適用時の対応含む）については、「(4) 行政職員支援」を参照

4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、被災市町村における技術・専門職員の受援ニーズを把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県地方部は、被災市町村からの報告がない場合には、大規模災害等の発生を想定し、当該市町村にリエゾンを派遣するなど、情報収集に努める。
- 県災害対策本部は、県地方部が取りまとめた被災市町村における職員の受援ニーズを集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。
- 県関係課は、県職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部及び県関係課は、応援職員の調整を行い、派遣に係る決定事項を県地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、応援職員の受入れが必要と判断した場合は、技術・専門の応援職員の派遣を県等へ要請し、受け入れる。

5) 受援担当部局

種別 ※1	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
①	被災地域 内市町村	県内被災地域外の 市町村	生活排水課	生活排水課	生活排水事業災害 時応援ブロック代 表市町村
②	被災地域 内市町村	県	生活排水課	生活排水課	流域下水道事務所
③	被災地域 内市町村	都道府県・県外市 町村	生活排水課	生活排水課	下水道事業災害時 支援中部ブロック 幹事
		関係機関・団体	生活排水課	生活排水課	関係機関・団体
		農林水産省（関東 農政局）	地域振興局 被災市町村	農地整備課	農林水産省（関東 農政局）
		国土交通省（関東 地方整備局、北陸 地方整備局、中部 地方整備局）	建設政策課技 術管理室	建設政策課技 術管理室	国土交通省（関東 地方整備局、北陸 地方整備局、中部 地方整備局）
		特定非営利活動法 人長野県砂防ボラ ンティア協会	建設事務所 砂防事務所	砂防課	特定非営利活動法 人長野県砂防ボラ ンティア協会
		長野県公認心理 師・臨床心理士会	教育事務所	心の支援課	長野県公認心理 師・臨床心理士会
④	県	都道府県・県外市 町村	生活排水課	生活排水課	下水道事業災害時 支援中部ブロック 幹事
		関係機関・団体	生活排水課	生活排水課	関係機関・団体
		国土交通省（関東 地方整備局、北陸 地方整備局、中部 地方整備局）	建設政策課技 術管理室	建設政策課技 術管理室	国土交通省（関東 地方整備局、北陸 地方整備局、中部 地方整備局）
		特定非営利活動法 人長野県砂防ボラ ンティア協会	建設事務所 砂防事務所	砂防課	特定非営利活動法 人長野県砂防ボラ ンティア協会
④	被災地域 の地域振 興局	県、調査関係団体	地域振興局	環境部（環境 政策課、水大 気環境課）、地 域振興局	調査関係団体、 地域振興局
		農林水産省（関東 農政局）	地域振興局 被災市町村	農地整備課	農林水産省（関東 農政局）

※県及び市町村職員の派遣（被災市区町村応援職員確保システム適用時の対応含む）
については、「(4) 行政職員支援」を参照

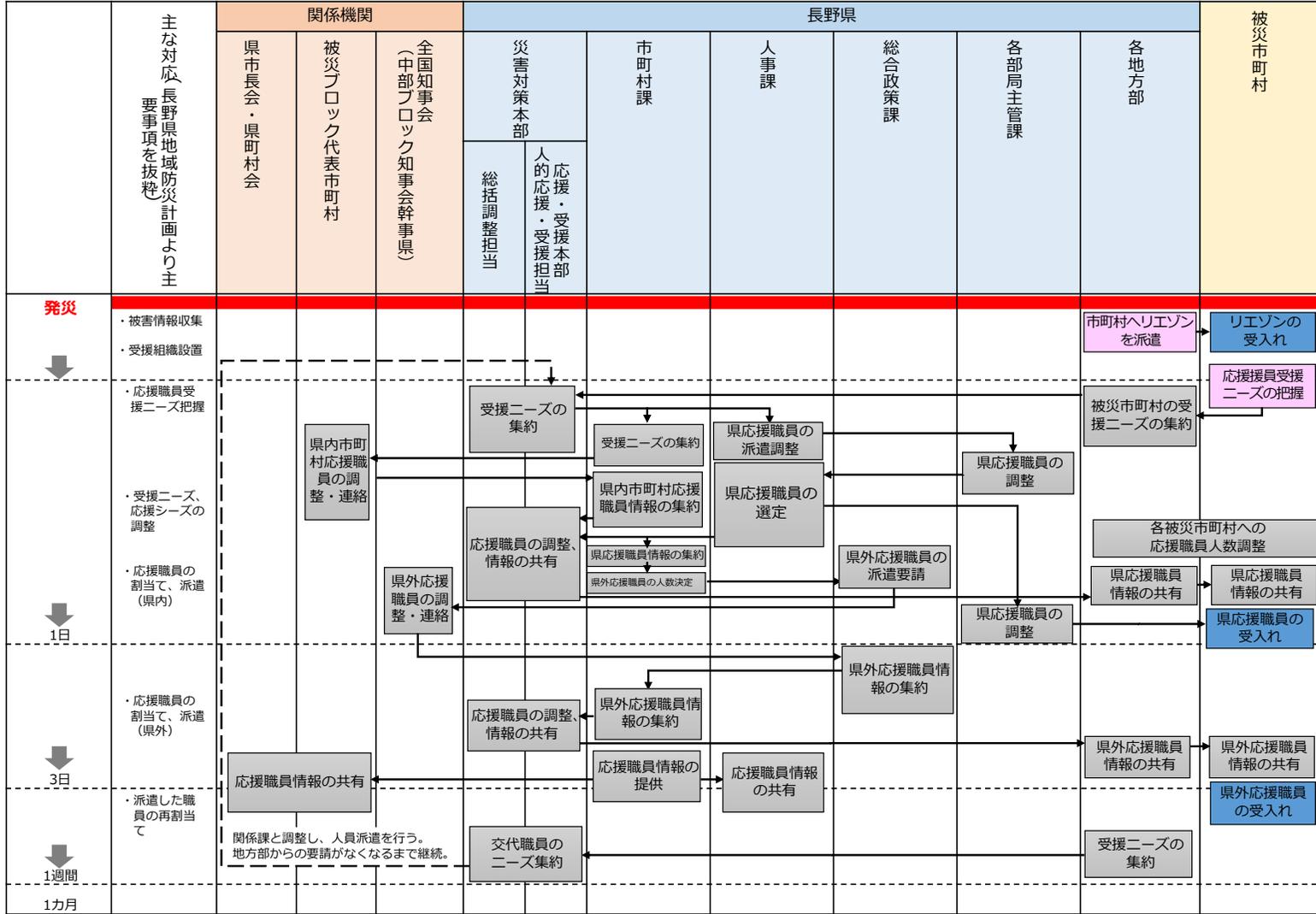
- ※1
- ① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
 - ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
 - ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
 - ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

(再掲)

行動計画「活動の時系列」(4) 行政職員支援【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用されない場合】

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市区町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市区町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援ニーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手順を示す。



※避難所運営支援に係る一般職員の受援については、(4) 行政職員支援の行動計画に準ずる。

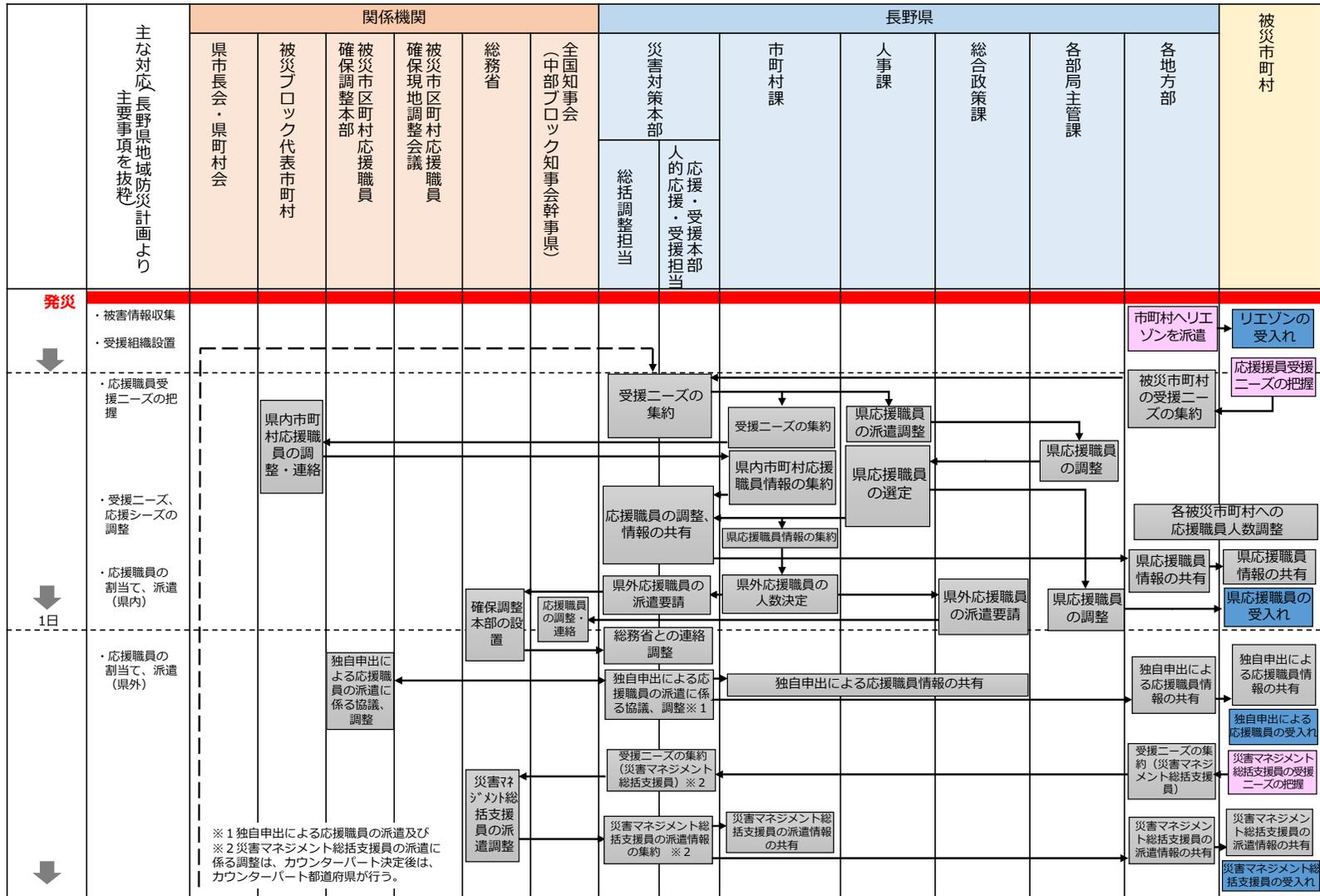
3-52

行動計画「活動の時系列」 (4) 行政職員支援 【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用される場合】

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市区町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市区町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手順を示す。

3-53

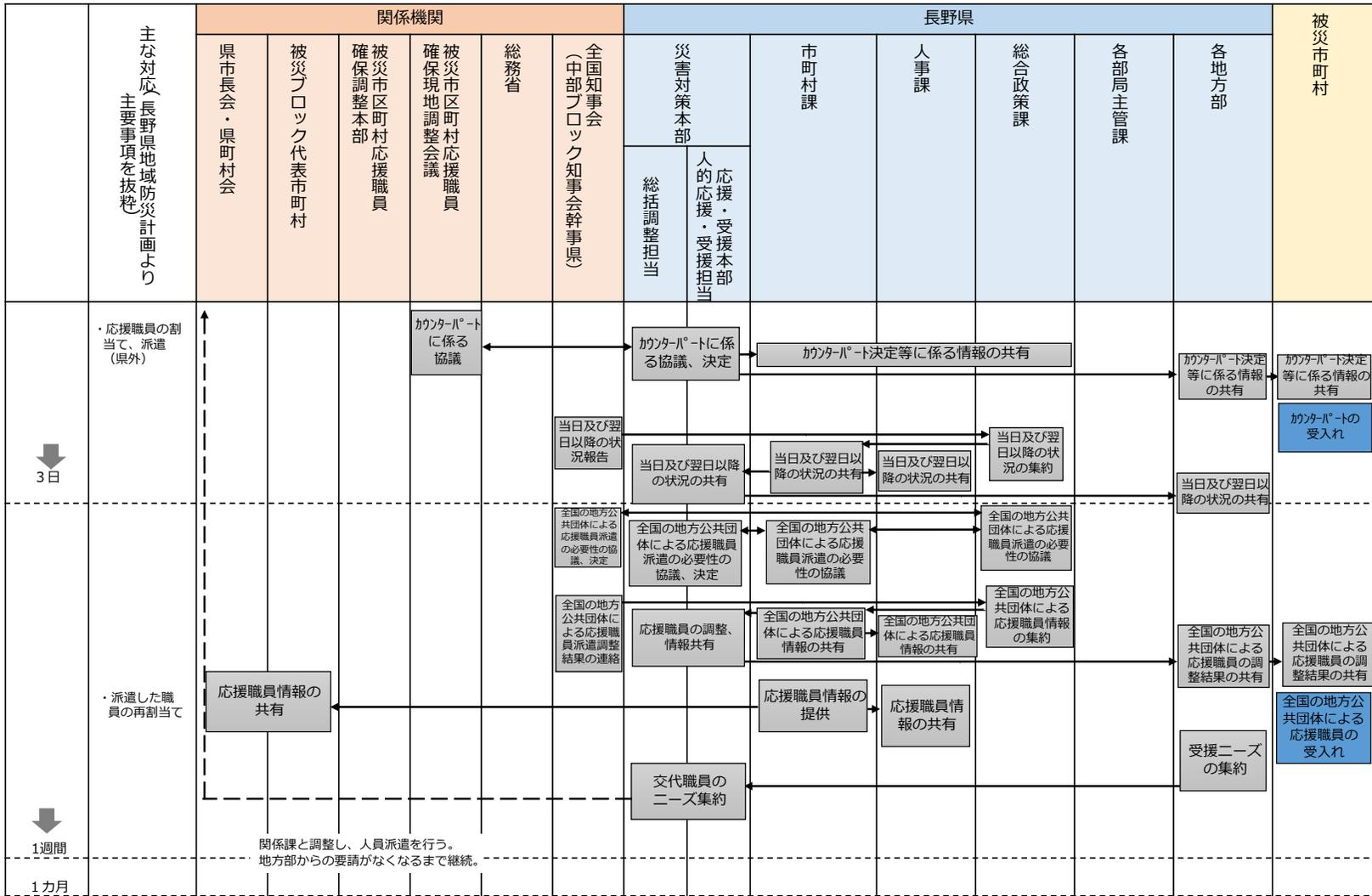


行動計画「活動の時系列」(4) 行政職員支援 【総務省の被災市区町村応援職員確保システムが適用される場合】

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市区町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市区町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手順を示す。

2 / 2



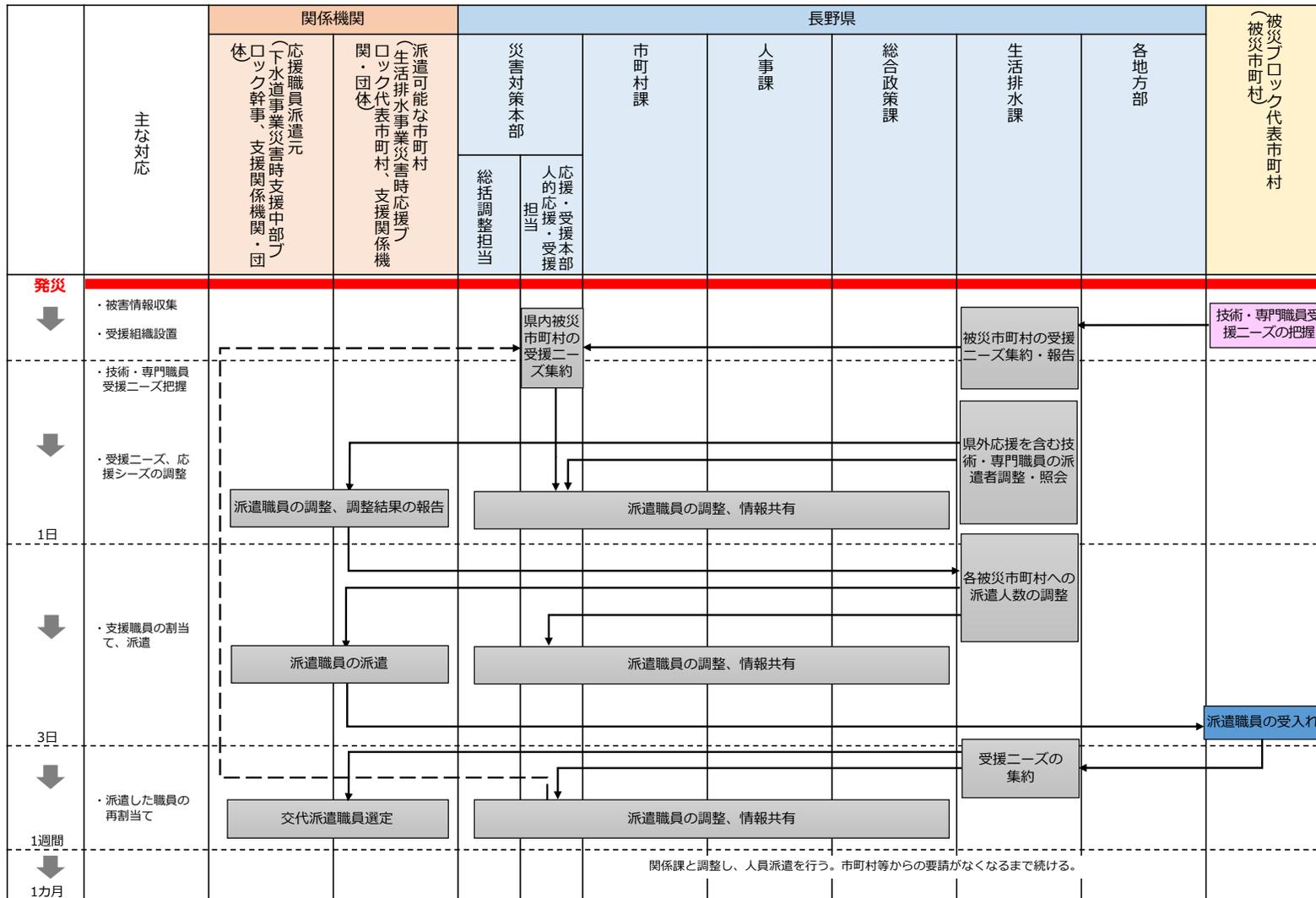
行動計画「活動の時系列」(11) その他技術・専門職員支援(生活排水課)

初動対応

対応手順

当面の
目標

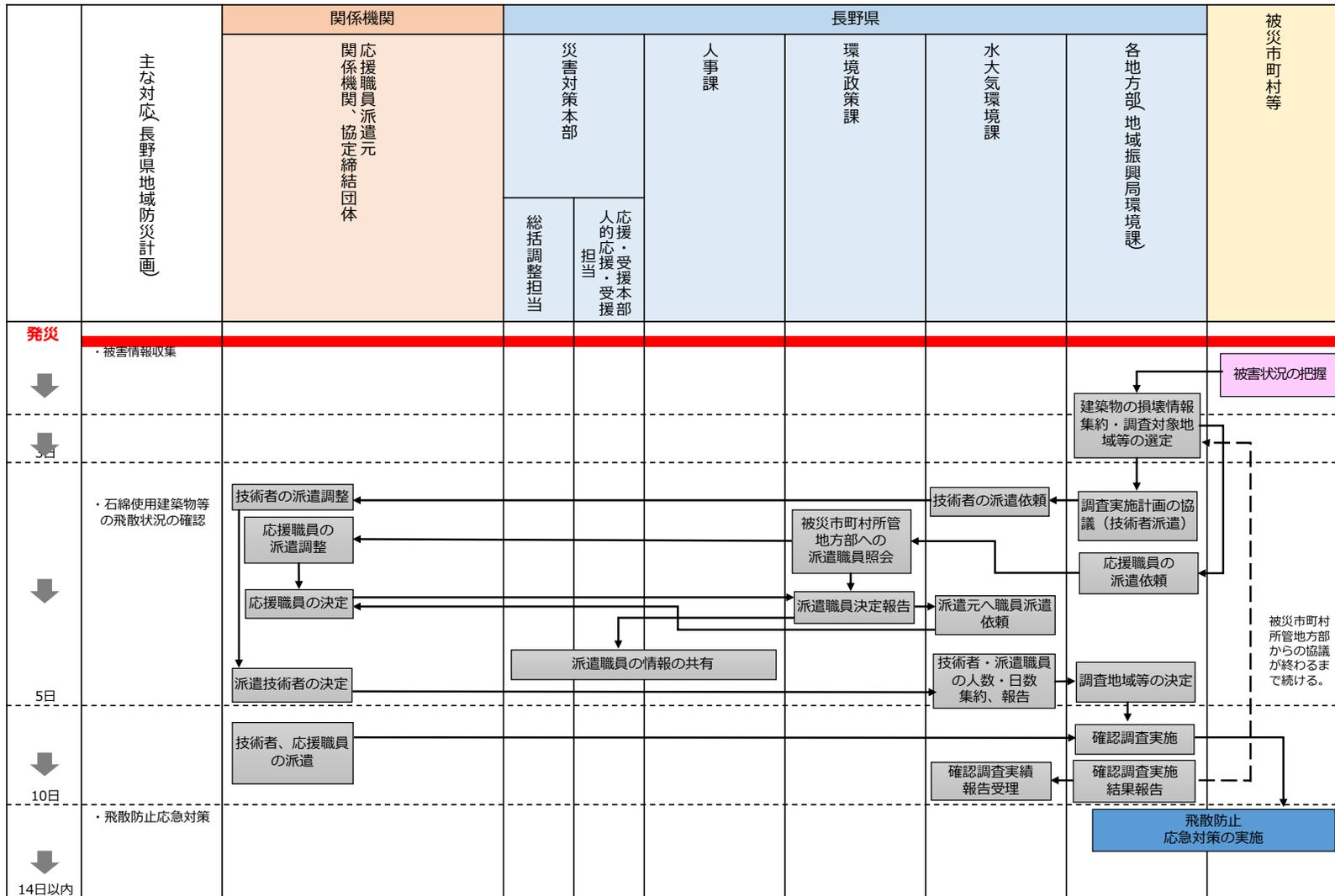
■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続を示す。



行動計画「活動の時系列」(11) その他技術・専門職員支援(水大気環境課)

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の支援ニーズの把握、県災害対策本部における支援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続を示す。

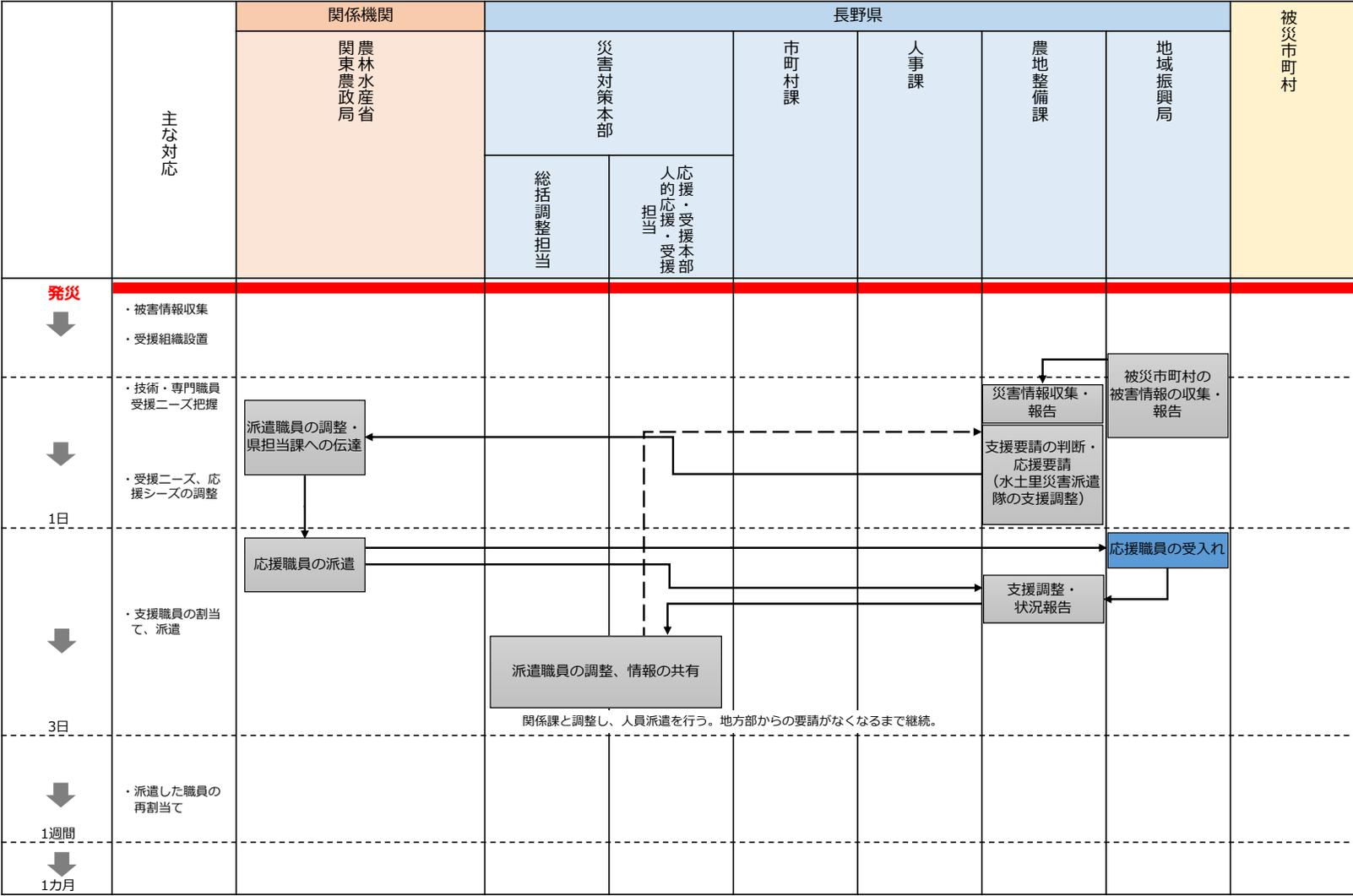


行動計画「活動の時系列」(11) その他技術・専門職員支援(農地整備課)

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続を示す。

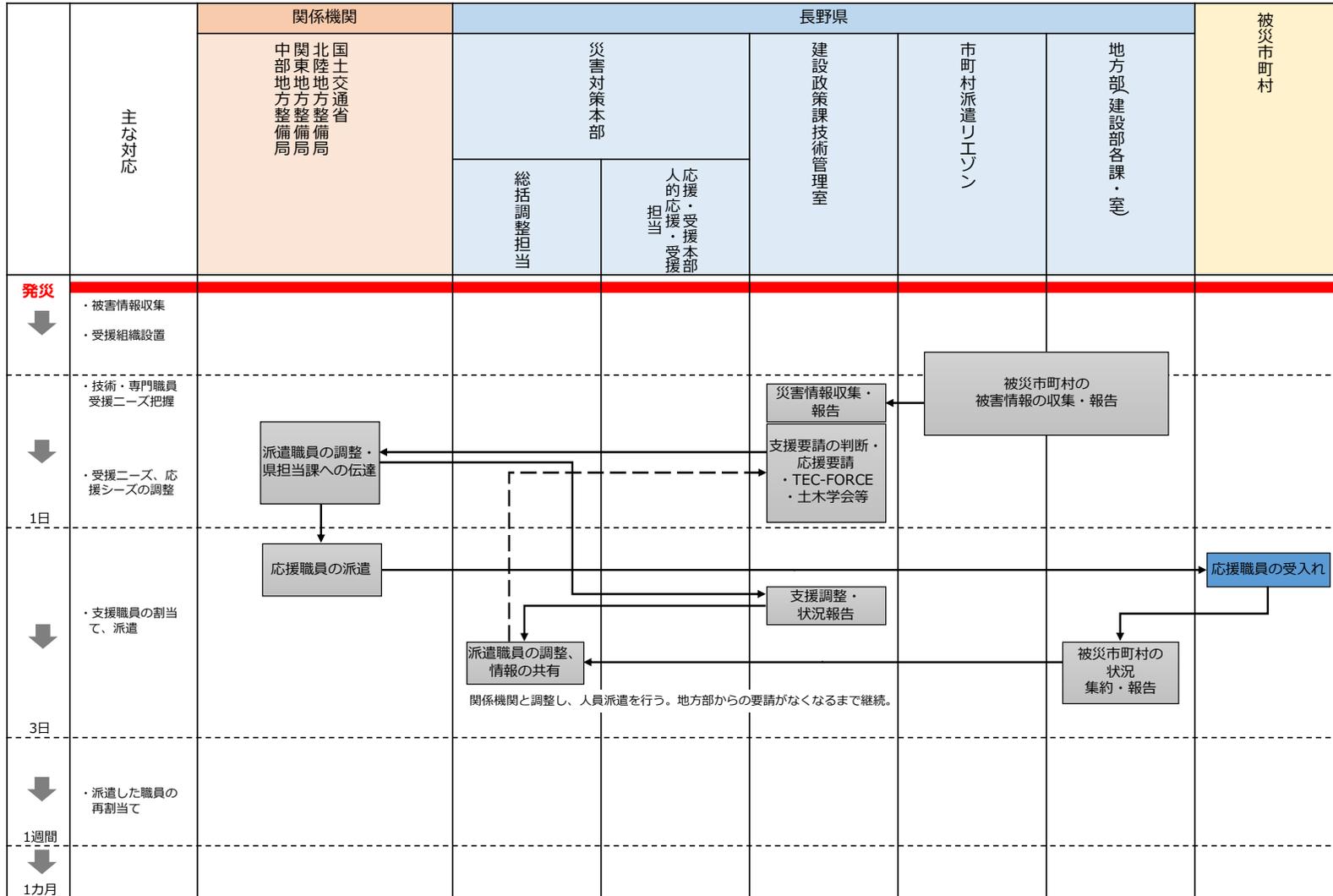
3-57



行動計画「活動の時系列」(11) その他技術・専門職員支援(建設政策課技術管理室)

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の支援ニーズの把握、県災害対策本部における支援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続を示す。

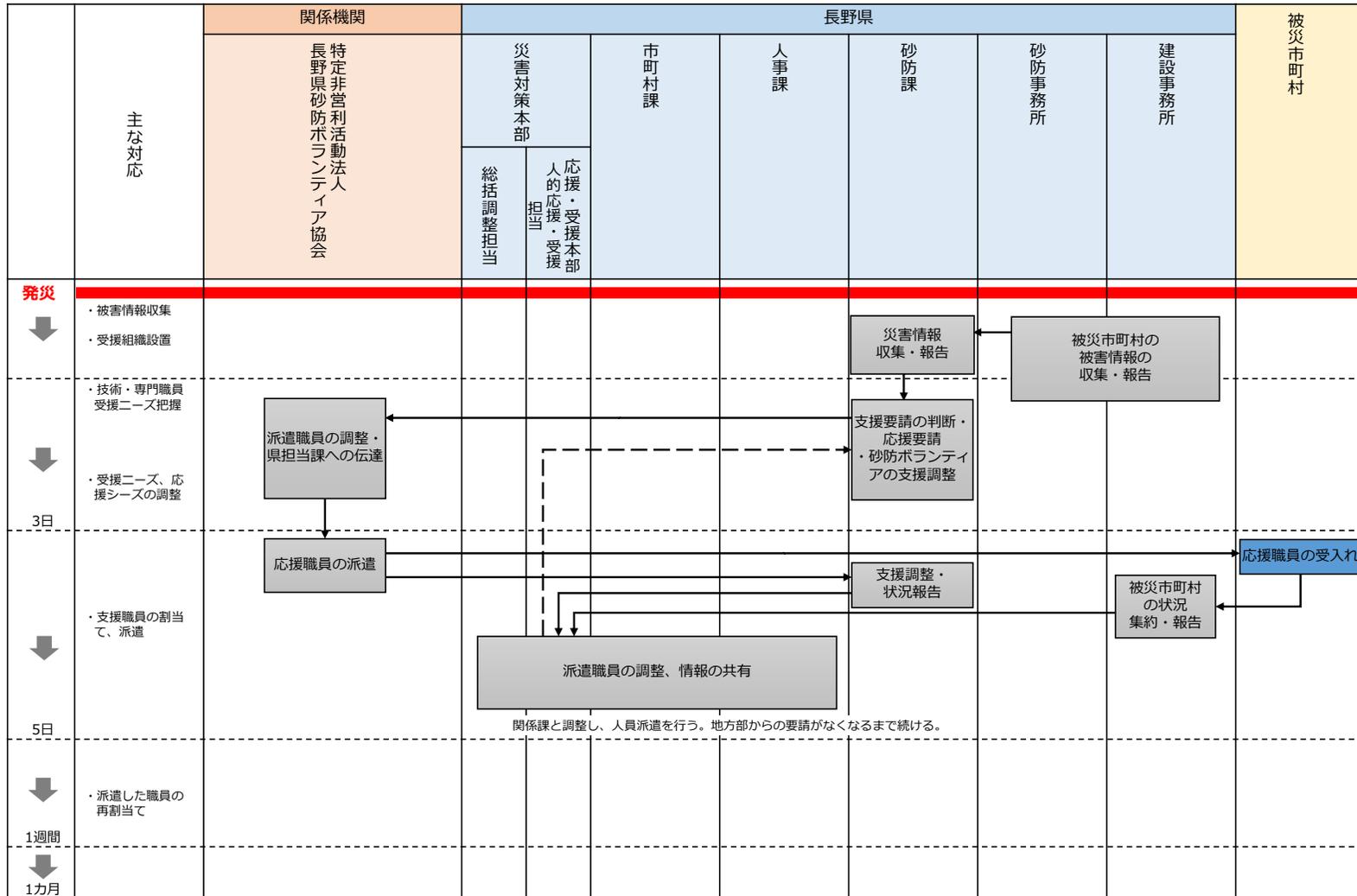


行動計画「活動の時系列」(11) その他技術・専門職員支援(砂防課)

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続を示す。

3-59



行動計画「活動の時系列」(11) その他技術・専門職員支援(心の支援課)

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続を示す。

	主な対応	関係機関	長野県				被災市町村
		協会 長野県公認心理師・臨床心理士	災害対策本部	教育政策課	心の支援課	各地方部	
			総括調整担当	応援・受援本 部的応援・ 受援担当			
発災	・被害情報収集 ・受援組織設置						
↓							
1日	・技術・専門職員受 援ニーズ把握 ・受援ニーズ、応援 シーズの調整						
↓							
3日	・支援職員の割当て、 派遣						
↓							
1週間	・派遣した職員の再 割当て	派遣SCの募集・調整・ 調整結果を県担当課へ 伝達、SCの派遣			派遣要請の判断・ SCの派遣依頼	受援ニーズ 集約・派遣依頼	受援ニーズの把握
↓					状況報告		
1か月				情報の共有			(学校再開)
↓							SCの受入開始
3か月							
↓							
それ以降				関係課と調整し、人員派遣を行う。地方部からの要請がなくなるまで続ける。			受援ニーズの把握を 定期的に行う。

(12) 物資の確保

1) 目標

- 県は、国、他都道府県等の関係機関からの支援物資を円滑に受け入れ、被災者へ配分するための物資を確保する。

2) 基本方針

- 県は、避難者数、道路状況等の被害情報を収集、関係機関と共有し、被害規模に応じて支援物資の供給を関係機関に要請する。大規模災害時には、国が実施するプッシュ型支援物資の受け入れを実施する。
- 県物資調整担当は、被災市町村のニーズのとりまとめ、物資供給等の調整を行う。
- 関係機関は、県に対して支援物資の要請や広域物資輸送拠点の運営等について助言するため、県災害対策本部へ物流専門家を派遣する。
- 関係機関は、協定等に基づく県からの応援要請を受け、物資の調達・製造、備蓄物資の提供等を行う。
- 被災市町村は、備蓄物資だけでは物資の不足が想定される場合、県に対し支援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	国（政府緊急対策本部・消防庁・農林水産省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省等）	・プッシュ型支援の実施に関する事	
	応援側の都道府県(知事会等)	・支援物資の調整に関する事	
	長野県倉庫協会	・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力に関する事	
	協定事業者、民間事業者	・給水応援の調整に関する事	
	長野県水道協議会代表理事（県内相互応援）・日本水道協会（県外広域応援）	・給水応援の調整に関する事	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 物資調整担当	・食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事 ・食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関する事
	くらし安全・消費生活課		・食料・生活物資の調達に関する事
	食品・生活衛生課		・棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事
	薬事管理課		・備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事 ・医療用ガスの供給に関する事
	水大気環境課		・飲料水供給の応援に関する事
	産業政策課		・生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事
	農業政策課		・食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事
	農業技術課		・主要食糧の調達に関する事

	関係機関・課	主な対応
長野県	県地方部	・市町村からの物資供給要請をとりまとめ及び災害対策本部からの物資調達情報の連絡に関する事
	被災市町村	・災害対策基本法第 68 条の規定に基づく県への応援要請に関する事 ・市町村災害時相互応援協定に基づく応援要請

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、被災市町村からの物資供給要請を踏まえ、被災地域外の振興局への物資供給依頼、協定先等への物資支援要請及びとりまとめを行う。
- 県災害対策本部は、関係機関と広域物資輸送拠点の利用調整を行い、拠点の開設準備を実施する。
- 県災害対策本部は、国のプッシュ型支援物資の受入調整を行う。
- 県関係課は、関係機関及び協定先等への物資支援要請及び調達を行う。
- 県地方部は、市町村からの物資供給要請をとりまとめ、県災害対策本部に報告する。
- 県地方部は、備蓄物資では不足が想定される場合、県災害対策本部に報告する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、備蓄物資だけでは物資の不足が想定される場合、県に対し支援要請を行う。

5) 受援担当部局

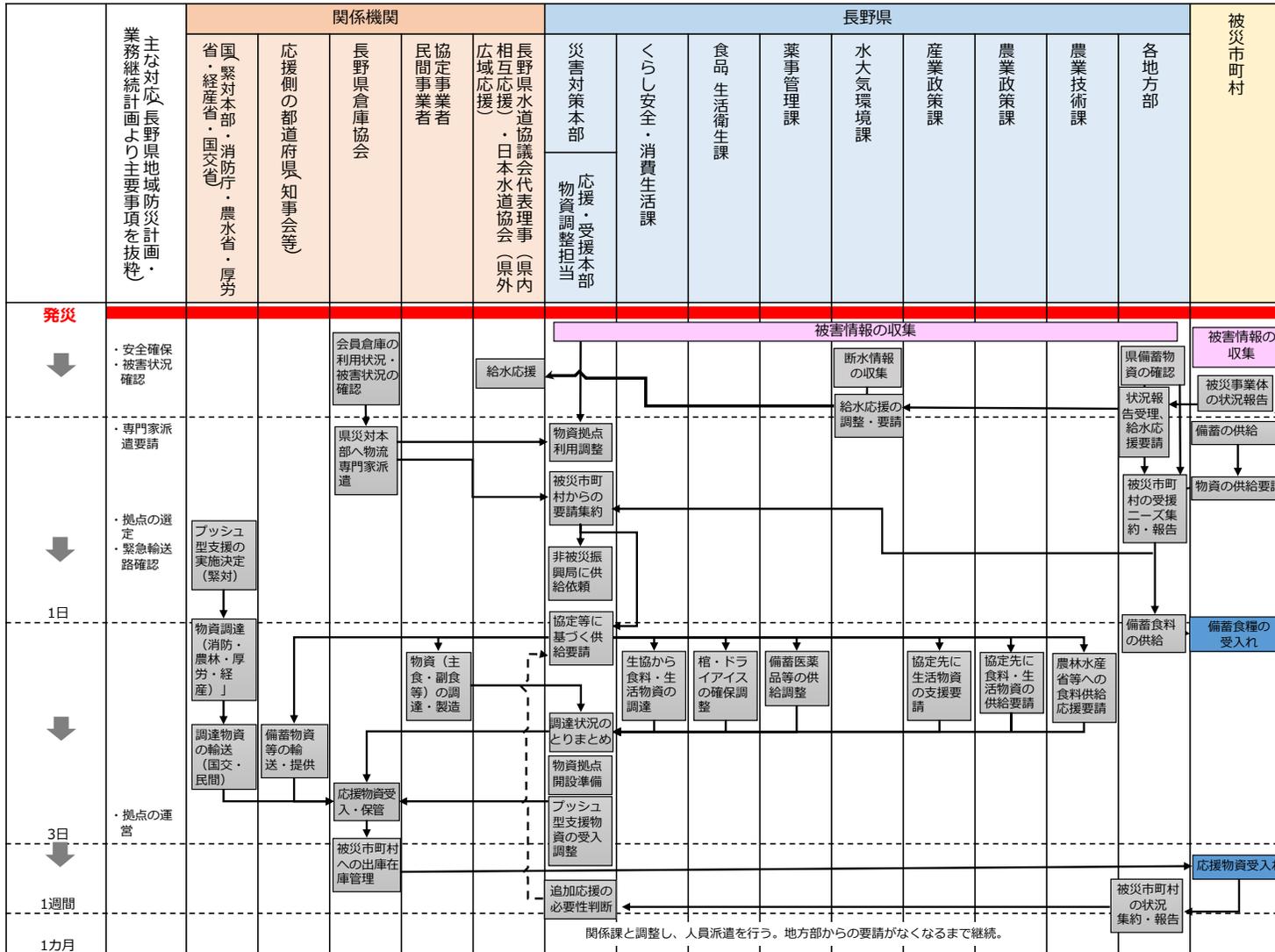
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
③	被災市町村 (土木関係)	全国知事会、 県市長会、県町村会	建設部	建設政策課	建設事務所
	被災市町村 (農業関係)	全国知事会、 県市長会、県町村会	農政部	農業政策課	地域振興局
	被災市町村 (保健関係)	全国知事会、 県市長会、県町村会	健康福祉部	健康福祉政策課	保健福祉事務所
	被災市町村 (福祉関係)	全国知事会、 県市長会、県町村会	健康福祉部	健康福祉政策課	保健福祉事務所
	被災市町村 (教育関係)	全国知事会、 県市長会、県町村会	教育委員会事 務局	教育政策課	教育事務所
	被災市町村 (避難所)	長野県生活協同組合 連合会	くらし安全・ 消費生活課	長野県生活協同 組合連合会	他都道府県 生活共同組 合連合会

- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(12) 物資の確保

初動対応 対応手順 当面の目標

■ 発災後、被害情報収集、県備蓄物資の供給をはじめ、関係機関の協力を得て支援物資を受け入れるための基本的な手続を示す。



(13) 物資流通

1) 目標

- 県は、物流関係機関による物資輸送に係る応援を広域物資輸送拠点において円滑に受け入れ、被災市町村の地域内輸送拠点までの物資輸送を実施する。

2) 基本方針

- 県は、広域物資輸送拠点の開設状況、被災市町村における避難所等の状況や、道路情報などの被害情報を収集、関係機関と共有し、協定等に基づく物資輸送及び物資保管に係る協力を関係機関に要請する。
- 関係機関は、協定に基づく輸送協力及び保管協力を行う。
- 関係機関は、協定等に基づき県災害対策本部へ物流専門家を派遣する。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、物流関係機関による物資輸送が必要と判断した場合は、直ちに県に対して応援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

関係機関・課		主な対応
関係機関	公益社団法人長野県トラック協会	・災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送協力に関すること ・物流業務に必要なとなる人員の確保
	赤帽長野県軽自動車運送協同組合	・食料、生活必需品等の輸送協力に関すること
	長野県倉庫協会	・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力に関すること
	国土交通省 北陸信越運輸局	・災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送の斡旋並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること
	国土交通省各地方整備局	・緊急輸送を確保するために必要な国道の啓開、自治体管理道路の啓開支援に関すること
	長野県警察本部	・交通規制に関すること ・緊急通行車両等の確認事務に関すること
長野県	災害対策本部	・食料品、生活必需品等の輸送に関すること
	建設政策課技術管理室 (機能別活動(3)緊急輸送ルートの確保)	・部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関すること ・市町村へのリエゾン派遣に関すること
	道路管理課 (機能別活動(3)緊急輸送ルートの確保)	・道路被害状況の調査に関すること ・通行規制、道路の応急復旧に関すること
	道路建設課 (機能別活動(3)緊急輸送ルートの確保)	・有料道路(道路公社管理)の被害状況の情報収集に関すること
	県地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
被災市町村	・災害対策基本法第68条の規定に基づく県への応援要請に関すること ・市町村災害時相互応援協定に基づく応援要請に関すること	

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、県関係課及び関係機関から派遣される物流専門家とともに、支援物資の輸送調整を実施する。
- 県関係課及び関係機関は、通行規制情報など道路情報を収集し、災害対策本部に報告する。
- 県災害対策本部は、集約した道路情報等を関係機関と共有する。
- 被災市町村は、必要と判断した場合、物流関係機関による物資輸送を県等へ要請し、応援の受入れを行う。

5) 受援担当部局

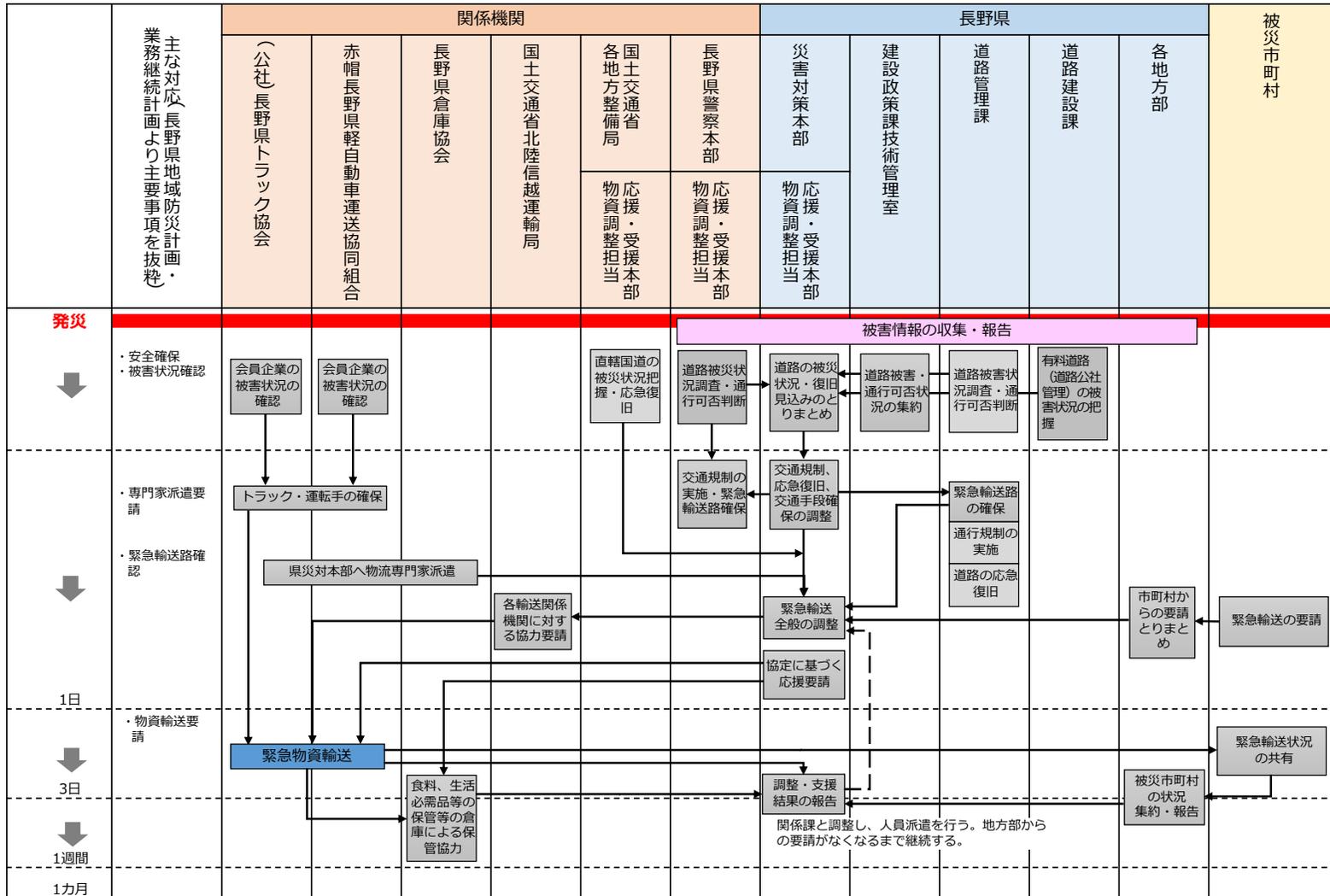
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
③	被災市町村 (土木関係)	国、全国知事会、 市長会、町村会	建設部	建設政策課	建設事務所
	被災市町村 (農業関係)	国、全国知事会、 市長会、町村会	農政部	農業政策課	地域振興局
	被災市町村 (保健関係)	国、全国知事会、 市長会、町村会	健康福祉部	健康福祉政 策課	保健福祉事 務所
	被災市町村 (福祉関係)	国、全国知事会、 市長会、町村会	健康福祉部	健康福祉政 策課	保健福祉事 務所
	被災市町村 (教育関係)	国、全国知事会、 市長会、町村会	教育委員会事務 局	教育政策課	教育事務所
	被災市町村 (避難所)	国、全国知事会、 市長会、町村会	県災害対策本部 応援・受援本部 物資調整担当	公益社団法人 長野県トラッ ク協会	県災害対策 本部

- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(13) 物資流通

初動対応 対応手順 当面の目標

■輸送関係機関の協力を得て、国や他都道府県から送られてくる支援物資の円滑な流通を確保するための基本的な手続を示す。



(14) 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援

1) 目標

- 県は、関係機関に派遣要請を行い、災害対応に係る保健医療活動を行うチーム（以下「保健医療活動チーム」という。）を円滑に受け入れる。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村等と連携し、関係機関や保健医療活動チームとの情報連携を密にし、被災地域のニーズに沿った派遣調整を行う。
- 関係機関は、県からの応援要請を受け、医師、看護師等の派遣に係る調整を行う。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、救護所・保健指導・医療に係る応援が必要と判断した場合は、県に応援を要請する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応	
関係機関	国・自治体・医師会等		<ul style="list-style-type: none"> ・医療、助産等救助、救護に関すること ・被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動に関すること 	
長野県	災害対策本部	災害医療本部	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整に関すること 	
		応援・受援本部 人的応援・受援担当	<ul style="list-style-type: none"> ・人的応援・受援の総合調整に関すること 	
		総括調整担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ把握のとりまとめに関すること ・他分野との総合調整に関すること 	
		健康福祉政策課		<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部に所属する職員の派遣に関すること ・DHEATの派遣に関すること
		医療政策課		<ul style="list-style-type: none"> ・DMAT、医療救護班等の派遣に関すること ・保健師等の派遣に関すること ・柔道整復師等の派遣に関すること
		医師・看護人材確保対策課		<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、保健師等の派遣に関すること
		健康増進課		<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士等の派遣に関すること ・歯科医師及び歯科衛生士等の派遣に関すること
		保健・疾病対策課		<ul style="list-style-type: none"> ・DPATの派遣に関すること
		薬事管理課		<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師の派遣に関すること
	県地方部		<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村におけるニーズの集約に関すること 	
被災市町村			<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第68条の規定に基づく県への応援要請に関すること ・市町村災害時相互応援協定に基づく応援要請に関すること 	

4) 活動に係る実施事項

- 県災害医療本部は、被災市町村や県地方部（保健福祉班）、及び関係機関から被害情報を収集し、保健医療活動の支援に係るニーズを把握する。
- 県は、把握したニーズに基づき、関係機関による応援が必要と認める場合は、関係機関に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- 県災害医療本部は、派遣された保健医療活動チームについて、県地方部（保健福祉班）等を通じて被災者の保健医療ニーズに応じた派遣調整を行う。
- 県災害医療本部は、保健医療チームの派遣後も、被災市町村や県地方部（保健福祉班）、関係機関、派遣された保健医療活動チームとの情報連携を行い、被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえて保健医療活動チームの派遣調整を行う。
- 被災市町村は、必要と判断した場合は、救護所・保健指導・医療に係る応援を県等へ要請し、応援の受入れを行う。

5) 受援担当部局

種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	国、関係団体、DMAT指定病院	県災害対策本部 災害医療本部	県災害対策本部 災害医療本部	国、関係団体、DMAT指定病院
②	県	国（DMAT）	県災害対策本部 災害医療本部	国	国、他都道府県
③	被災地域内の市町村、保健所、県	他都道府県	県災害対策本部 災害医療本部	健康福祉政策課	国、知事会、他都道府県

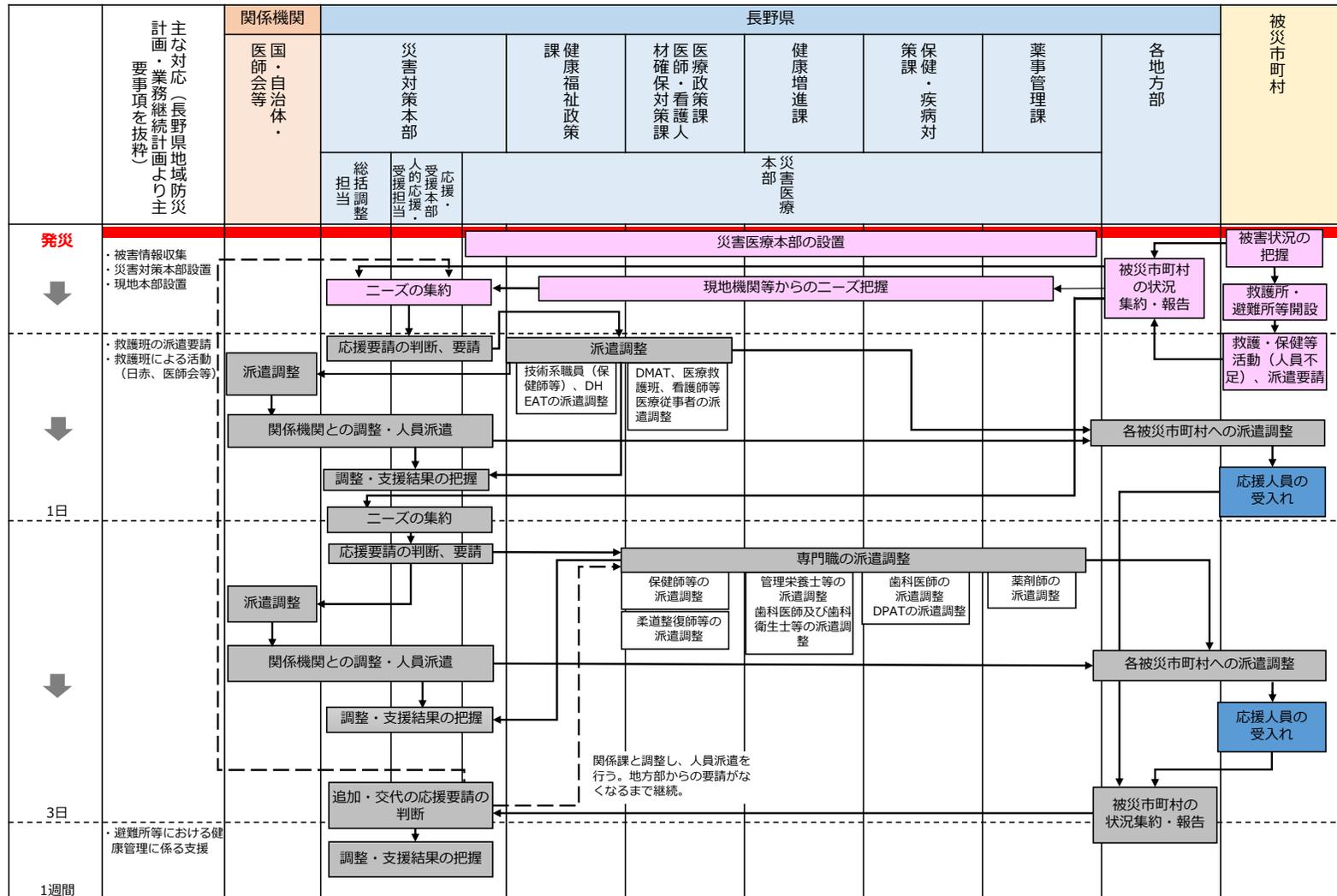
※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援

- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(14) 救護所支援・保健指導・医療機関支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■ 医療機関における診療や被災市町村内の救護所にて行う救護活動、避難者等の保健指導に必要な人員の確保のため、関係機関への要請手続き、現地への派遣・活動までの基本的な手順を示す。



(15) 要配慮者対応支援

1) 目標

- 被災地域において、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が、速やかに避難し、また良好な環境のもとで避難生活が送れるよう被災市町村に対する支援等を行う。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における要配慮者の状況を収集・把握し、必要に応じて、介護を行う人材や意思疎通支援者等の派遣調整を行う。
- 県は、要配慮者が速やかに避難できる体制が整備されるように市町村を支援する。
- 県は、平時から県内市町村に対して、必要な福祉避難所の確保を促すとともに、災害時に福祉避難所が不足した場合は、要配慮者の受入れに係る支援を行う。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、要配慮者対応に係る応援が必要と判断した場合は、県に応援を要請する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	社会福祉法人長野県社会福祉協議会・応援側の都道府県（知事会等）		・要配慮者支援に係る職員・車両派遣調整に関する こと
長野県	災害対策本部	総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関する こと ・派遣職員数等の結果報告に関する こと
	こども・家庭課		・児童福祉司、児童心理司の派遣に関する こと
	健康福祉政策課		・健康福祉部に所属する職員の派遣に関する こと
	障がい者支援課		・意思疎通支援者の派遣に関する こと
	山岳高原観光課		・観光客の安全確保に関する こと
	多文化共生・パスポート室		・災害多言語支援センターの設置運営に関する こと
	県地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関する こと
被災市町村			・福祉避難所の開設に関する こと

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、県内被災地域において、介護及び健康管理を行う人材や意思疎通支援者等が不足する場合に、国、他県、県内市町村及び関係団体等と人材派遣に係る調整を行う。
- 県関係課及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。
- 県関係課は、追加の応援要請や応援の終了等の判断を行う。必要に応じて交代要員を派遣する。
- 県災害対策本部は、災害時に福祉避難所が不足した場合、県内市町村、他県及び関係団体等と要配慮者の受入れに係る調整を行い、要配慮者の避難支援を行う。
- 被災市町村は、必要と判断した場合は、要配慮者対応に係る応援を県等へ要請し、応援の受入れを行う。

5) 受援担当部局

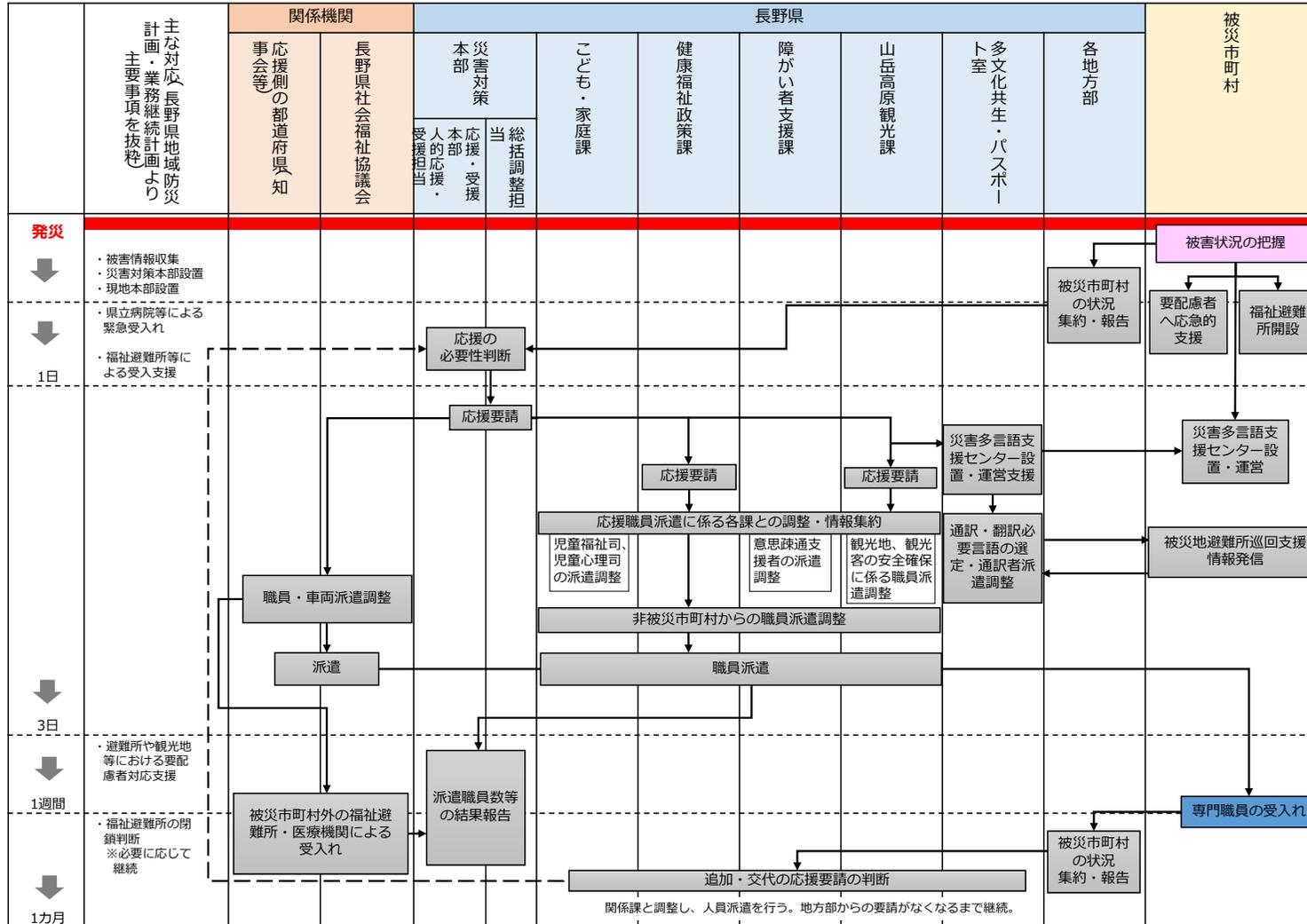
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
③	被災市町村	他都道府県	県災害対策本部 災害医療本部	健康福祉部	国、知事会、 他都道府県
		一般財団法人 自治体国際化 協会	県民文化部	県民文化部	関係団体等

- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(15) 要配慮者対応支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村にて特段の配慮を要する帰宅困難者や外国人等への支援、情報提供、福祉避難所運営、または非被災地までの輸送に係る手配などを行う職員の確保のため、県内非被災市町村や県外市町村への要請手続、職員の現地派遣・活動までの基本的な手続を示す。



(16) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給

1) 目標

- 県は、政府や石油業界等の関係機関による燃料供給を円滑に受け入れ、緊急車両や重要施設等の燃料確保を図る。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村等からの燃料補給に係る応援要請を踏まえ、政府緊急災害対策本部に対する燃料供給依頼や、関係機関との協定に基づく緊急車両や重要施設への優先給油、LP ガスの調達・復旧に係る要請を行う。
- 関係機関は、災害時石油供給連携計画を発動し、燃料供給に係る調整を踏まえた供給を行う。
- 被災市町村は、管内の被害状況を踏まえ、緊急車両・優先給油施設への燃料供給に係る応援が必要と判断した場合は、県に応援を要請する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応
関係機関	一般社団法人長野県 LP ガス協会	・ 液化石油ガスの緊急輸送に関する事
	長野県石油商業組合	・ 緊急車両への石油類の優先供給に関する事 ・ 災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先供給に関する事
	全国石油商業組合連合会	・ 非定形的な燃料供給に関する調整
	各石油会社・SS	・ 緊急車両、重要施設への給油・配達等
	石油連盟	・ 非定形的な燃料供給に関する調整
	経済産業省・エネルギー庁	・ 全国的な燃料供給の調整に関する事
	政府緊急災害対策本部	・ 重要施設等への燃料供給に関する事
長野県	災害対策本部 応援・受援本部 物資調整担当	・ 協定団体への要請及び優先給油の調整
	ものづくり振興課	・ LP ガスの供給に関する調整
	県地方部	・ 被災市町村におけるニーズの集約に関する事
被災市町村		・ 災害対策基本法第 68 条の規定に基づく県への応援要請に関する事

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、協定に基づく緊急車両への優先給油及び LP ガスの調達・復旧依頼を行う。
- 県災害対策本部は、協定に基づく応援状況を踏まえ、必要に応じ、政府緊急災害対策本部に対する重要施設、避難所、医療機関、社会福祉施設への燃料供給依頼を行う。
- 県災害対策本部は、政府緊急災害対策本部及び経済産業省・エネルギー庁と連携し、情報収集及び燃料供給調整を行う。

○ 被災市町村は、県に対して燃料補給に係る応援を要請し、応援の受入れを行う。

5) 受援担当部局

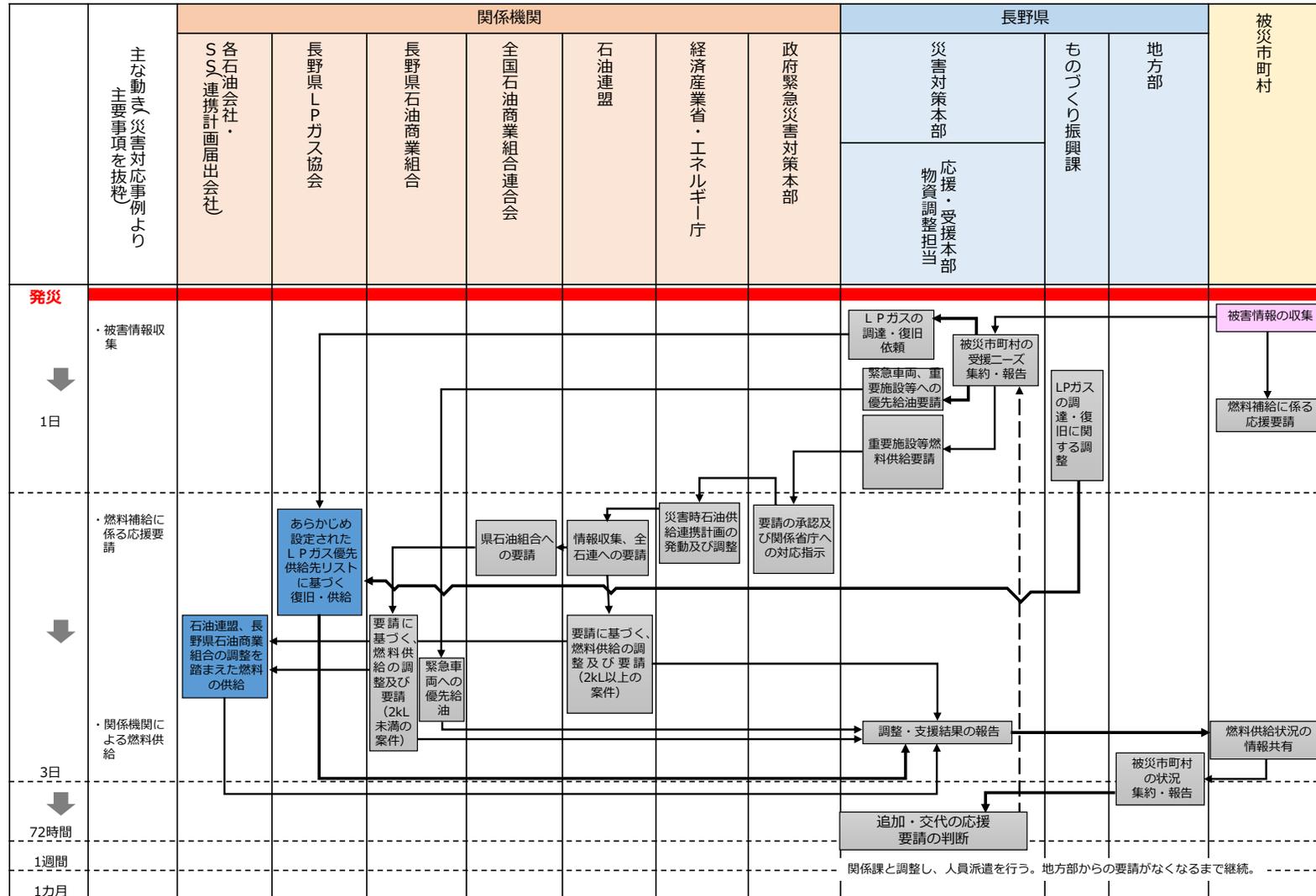
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
③	被災市町村等	長野県石油商業組合	県災害対策本部 応援・受援本部 物資調整担当	長野県石油商業組合	長野県石油商業組合
		石油連盟、全国石油商業組合連合会	県災害対策本部 応援・受援本部 物資調整担当	石油連盟、全国石油商業組合連合会	石油連盟、全国石油商業組合連合会
		一般社団法人長野県LPガス協会	県災害対策本部 応援・受援本部 物資調整担当	一般社団法人長野県LPガス協会	一般社団法人長野県LPガス協会

- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(16) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給

初動対応 対応手順 当面の目標

■緊急車両や災害対策車両向けの燃料及び避難所において使用する燃料の確保について、関係機関の応援を受ける場合の基本的な手順を示す。



3. 3 その他

(1) 海外からの人的・物的等支援の受入れ

1) 目標

- 大規模災害時に政府の緊急災害対策本部より、海外からの人的支援・物的支援等に対するニーズの照会があり、必要と判断した場合には、県は国に対し支援要請を行い円滑に受け入れる。

2) 課題

- 国の緊急災害対策本部や外務省と連携しつつ、県において、海外からの捜索・救助チームや医療チームの活動地域等を調整する必要がある。

3) 基本方針

- 国は、海外からの支援申出をとりまとめ、県に対し支援ニーズの有無を確認する。
- 国は、県から人的支援の要請があった場合、外務省を通じて支援国の駐日大使館に対し、支援チームの水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等の確保を要請・確認するほか、海外からの捜索・救助チームや医療チームに、外務省のリエゾンを帯同させる。
- 国は、県から物的支援の要請があった場合、県の広域物資輸送拠点又は県が指定する場所までの物資輸送を行う。
- 県は、県内における海外支援へのニーズを確認し、必要に応じて国に支援要請を行う。
- 県は、国内からの広域受援と同様、前項までの受援に係る活動方針の一環として、必要と判断した場合には海外からの人的支援・物的支援を受け入れる。
- 県は、救助活動や医療活動の支援について、被災地域において自己完結で活動できる能力のある部隊に限定して受け入れる。

※国の活動については、内閣府ガイドラインを基本に、内閣府ヒアリングを踏まえて記載